

平成26年第4回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成26年12月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成26年12月10日

~~~~~○~~~~~  
4. 出席議員（14名）

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1番 沖田 ゆかり       | 2番 片川 学          |
| 3番 時光 良造 (途中退席) | 4番 民法 正則         |
| 5番 荒瀧 穂積        | 6番 大瀬戸 宏樹        |
| 7番 藤本 哲智        | 9番 山吹 富邦         |
| 10番 山野 千佳子      | 11番 久保隅 逸郎       |
| 12番 中原 裕侑       | 13番 尺田 公造 (途中退席) |
| 14番 佛圓 大源       | 16番 馬上 勝登        |

~~~~~○~~~~~  
5. 欠席議員（1名）

15番 南田 秀夫

~~~~~○~~~~~  
6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |       |
|-------|-------|
| 町 長   | 三村 裕史 |
| 副町長   | 立花 隆藏 |
| 教育長   | 林 保   |
| 総務部長  | 内田 充  |
| 民生部長  | 清代 政文 |
| 建設部長  | 森本 昌義 |
| 教育部長  | 藤森 孝弘 |
| 総務部参事 | 石井 節夫 |
| 総務部次長 | 岩田 秀次 |
| 民生部次長 | 光本 一也 |

|        |      |
|--------|------|
| 建設部次長  | 民法勝司 |
| 教育部次長  | 三村伸一 |
| 企画財政課長 | 宗條勲  |
| 商工観光課長 | 時光良弘 |
| 税務課長   | 貞永治夫 |
| 福祉課長   | 加島朋代 |
| 住民課長   | 西村隆雄 |
| 健康課長   | 隼田雅治 |
| 生活環境課長 | 中井雅晴 |
| 都市整備課長 | 曾根和典 |
| 開発指導課長 | 林武史  |
| 上下水道課長 | 沖田浩  |
| 生涯学習課長 | 中村憲治 |
| 会計課長   | 光本琴音 |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 立花一郎  |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第1号）

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9時30分）

○議長（馬上） 皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、早朝より御苦勞さまでございます。傍聴者の皆様におか

れましては、いつも町議会に関心をいただきありがとうございます。今回は師走の忙しいときにもかかわらず傍聴をいただきましたことを、重ねて厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第4回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番時光議員、4番民法議員、5番荒瀧議員の3名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より19日までの10日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より19日までの10日間とすることに決定いたしました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。  
暫時休憩いたします。

（休憩 9時31分）

（再開 9時32分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（立花） 諸般の報告をいたします。

9月15日、熊野町敬老会祝賀式典が熊野町民会館で行われ、議長が出席し、祝辞を述べました。

9月19日、筆の里工房開館20周年式典及び特別展「日本の書と筆の宇宙」の内覧展が筆の里工房で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

9月20日、筆の里工房開館20周年記念特別展オープニングセレモニー及び記念講演会が筆の里工房で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

9月23日、筆まつり筆供養式典が開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月5日、第52回町民体育大会が町民グラウンドで開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月7日から8日の2日間、国会要望及び視察研修を行いました。7日には、地元選出の国会議員6名を訪問し、広域道路ネットワーク網の整備促進に関する要望書を直接手渡し、意見交換等を行いました。8日には、宮城県石巻市を訪問し、東日本大震災における被害と復興状況と自主防災組織について、調査・研修を行いました。また、文房四宝で交流のある雄勝硯生産販売協同組合を訪問し、産地復興の活動状況について現地視察を行いました。

10月19日、第47回筆の都くまの町民文化祭が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月21日、22日の2日間、議会広報特別委員が第81回議会広報研修会に参加いたしました。

11月5日、広島県老人クラブ連合会広島ブロックグラウンドゴルフ大会が町民グラウンドで開催され、議長が出席し、励ましの言葉を述べられました。

11月6日、平成26年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集され、議長が出席し、広域連合の監査委員及び副会長の選任等のほか、平成25年度決算認定び予算案件など10議案を審議し、原案どおり議決いたしました。

11月7日、広島県町議会議長会定例議長会議が開催され、議長が出席いたしました。主な議題といたしましては、平成25年度決算や平成27年度予算などについて協議を行いました。

11月12日、第58回町村議会議長全国大会が東京で開催され、議長が出席いたしました。内容といたしまして、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立など、各種の要望事項を採択することを決定し、その実行方法について協議・決定いたしました。大会終了後、「日本の将来―農山村と都市の共生」と題し、東京大学名誉教授の大森彌先生による特別講演が行われました。

1 1月14日、県道矢野安浦線整備促進協議会及び県道瀬野呉線・津江八本松線整備促進期成同盟会の要望活動が実施され、議長が出席いたしました。

1 1月17日、総務厚生委員会が、所管事務調査のため佐賀県玄海町を訪問し、ふるさと応援寄附金について、調査・研修を行いました。

1 1月23日、第82回全国書画展覧会が町民会館で開催され、議長が出席し、表彰状の授与を行いました。

1 1月20日、文教委員会が開催され、町内の小・中学校を訪問し、学校施設の現状調査を実施いたしました。

1 1月26日、議会全員協議会が開催され、報告案件1件、協議案件2件が協議されました。

1 1月27日、文教委員会が開催され、担当部から、平成26年度主要事業の進捗状況等について行政報告を受けました。

1 1月30日、平成26年度熊野町農業祭が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1 2月2日、議会運営委員会を開催し、第4回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

1 2月6日、くまどくフォーラムが町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されていますので御紹介いたします。事前に配付しております「陳情書・要望書等一覧」の資料をごらんください。

9月3日、「地球社会建設決議に関する陳情書」が、横浜市在住の荒木實氏から提出されています。

9月30日、「横田めぐみさん拉致事件に関する陳情」が、日本軍海兵隊片木豊氏から提出されております。

諸般の報告は以上です。

~~~~~〇~~~~~

〇議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。9名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、南田議員の質問であります。南田議員欠席のため、会議規則第61号第4

項の規定により効力を失いましたので、3番、時光議員の発言を許します。

時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 3番、時光でございます。皆さん、おはようございます。

本日、私は二つ質問させていただきます。

まず1点目は、防災対策についてということでございます。74名の尊い命が奪われた広島土砂災害から4カ月がたとうとしております。今回の災害を教訓に、国、県、各市町村が防災対策の見直しを行っております。熊野町においては、災害後、9月初旬より早々と町内の危険箇所を独自調査、点検を行ったとのことではありますが、その点検方法と結果について、また点検結果を今後の防災対策にどのように反映させるか、まずこの2点についてお伺いします。

二つ目の質問として、耕作放棄地についてでございます。近年、至るところに耕作放棄地が点在しております。全国的に見ても、この20年間で倍増しているということでございますが、一部ソーラー発電設備も各所に見られますけど、現状では買い取りを中断している電力会社もあり、先行き不透明でございます。

国は農地利用の集積、集約化を図るために、昨年12月に法律を改正し、農地を貸したい人と農地を借りたい人に信頼できる農地の中間的受け皿として農地中間管理機構の整備を推進しておりますが、熊野町の今後の方針をお伺いします。

以上、2点について御答弁願います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 時光議員の二つの御質問のうち、1番目の防災対策についての御質問は副町長から、2番目の耕作放棄地についての御質問は私からお答えいたします。

本町の耕地面積は減少している一方で、耕作放棄地は、農家の高齢化や担い手不足のため年々増大する傾向にあります。農林水産省では、人と農地の問題を解決するため、本年度から「人・農地プラン」を作成した地域に対して、新規就農や農地集積を推進するための支援を集中的に行っております。

詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 時光議員の耕作放棄地についての詳細についてお答えいたします。

本町においても、人と農地の問題は極めて重要な課題であると認識しております。この問題を解決するため、本年9月に、新宮地区において説明会を開催してプランづくりを始めたところでございます。地域農業の将来の見通しを立て、担い手が確保されない場合は、農地中間管理機構の活用などの検討も行っており、プランに位置づけられるとさまざまな支援措置もあります。今後、農地の集積化を推進するため、他の農業振興地域に対してもこの制度の説明会を開催するなどして、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 時光議員の防災対策についての御質問にお答えいたします。

本町では広島土砂災害を機に、現在、ハザードマップに記載の土砂災害危険箇所176カ所について独自点検を行っているところでございます。点検の内容は、危険箇所176カ所の全箇所踏査、砂防ダムの状況など、災害防除施設の現状確認、また、被害のおそれのある区域における家屋・公共施設の配置状況などでございます。これまでに土石流危険渓流86カ所、急傾斜地危険箇所32カ所の点検を済ませ、進捗率は67%となっており、できるだけ速やかに点検を完了させる予定でございます。

次に、点検結果の防災対策への反映についてですが、まずこのたびの点検作業は、ハザードマップに記載されている危険箇所の調査自体が平成12年度に実施されたもので、若干年数もたっているということもあり、再度、本町において現状の確認を行うことを主眼として実施しているものでございます。このため、専門家による警戒区域指定のための基礎調査とは異なり、個別箇所の危険度判定を行おうとするものではありません。町としては、この点検結果を、避難勧告等発令の判断基準とその伝達方法を定めたマニュアル改定に反映させると同時に、県の基礎調査着手を要望する材料としたいと考えて

おります。

なお、町民の方々へは、点検結果を反映させた避難判断基準等を公表するなどして、早目の避難行動の参考としていただきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 進捗率は67%ということですが、一日も早い100%を目指していただきたいと思います。

今回の独自調査の中で砂防ダムの土砂堆積量等の調査がございました。広島土砂災害で安佐南区や八木地区には9基の砂防ダムが計画されていたが、1基も完成していなかったということで、被害が広がったということがございます。また、安佐北区の7カ所の砂防ダムにおいては、土石流は発生したがいずれもダムによって食い止められたということがございます。町内には今18カ所の砂防ダムがあるということですが、その管理、メンテナンスは通常どのような方法で行っておられるのか。また、同様に治山ダムについてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 定期的な点検ということですが、広島県におきましては、砂防施設の適正な管理を行い、その施設の長寿命化を図ることを目的といたしまして、5年に1回のペースで現地の点検を行うということにしております。この適正管理につきましては、平成21年度にスタートしており、町内の点検は5年ということで、今年度、全て完了予定と聞いております。18カ所を対象にしており、現在11カ所の堰堤について点検を済ませておるといふふうに県からお聞きをしております。

点検の内容につきましては、堤体の老朽度の把握、また堆砂量の把握が行われ、今後の適正管理による長寿命化の基礎データになるものがございます。

次に、治山ダムの管理状況でございますが、これも砂防ダムと同じく5年に1度現地調査を行っており、点検の内容も同じでございます。しかしながら、治山のダムは堆砂した土砂は搬出せずに、堆砂敷に土砂がたまり、木々が繁茂して山に返すということ

目的として建設をされたものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 今回の土砂災害で砂防ダムの必要性が強く認識されたと思います。5年に1回の調査ということでございますけれども、集中的な豪雨のあったときの後などは、極力、主な危険箇所だけ、砂防ダムだけでも点検していただきたいと思います。

今の町の調査とは別に、広島県が土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の基礎調査を行っておるということでございますが、この調査は基本的にどのようなものでございましょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） この基礎調査ということでございますが、各小学校区の単位で、縮尺2500分の1の地図を用いて土砂災害危険箇所図を基礎に、それぞれの地区の斜度や地形の測量等を行ってまいります。その測量成果及び、また被害の想定区域内の人家等を参考に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がされるということでございます。指定に当たりましては、事前に各小学校区域単位で地元の説明会が開かれるということをお知らせしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 今の御答弁にもございましたけど、県の基礎調査ですか、事前を含め、各地で調査結果の説明会が開かれているようでございます。また、県のホームページにおいても危険箇所指定等の確認ができるようでございますが、基礎調査実施後にいろいろ見ますと、土砂災害危険箇所より土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が増加傾向にあると思います。これはどういった理由によるものだとお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~





〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 新宮地区の海上側地区のことは頭に入っております。あそこの避難所は東部健康センターです。恐らく3キロ以上あると思います。高齢化も進んでおまして、あの3キロを雨の中避難していただくのは非常に困難であると考えております。

そのために一時避難所という形で、恒久的なものではありません。あくまでも目の前にある危険状態を脱するための施設ということで、一時避難所。これは海上側だけではないんですが、たちまちあの地区が最も避難所から遠いということで、来年度、前向きに検討していきたいと思っております。いろいろなことが重なりますので、そうめったやたらつくられるものではないんですが、財源的な問題もありますので、ただ地元の要望等を踏まえた上で、来年度、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 時光議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（時光） ぜひとも来年度、よろしくお願ひしたいと思ひます。

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定に関しては、県の基礎調査の実施時期を含め、県の指定にはまだまだ時間がかかると思ひますけど、住民の関心の高いうちに地域の危険区域を指定していただき、さまざまなそれなりの対応を、ワイヤーネット等を含めて考えていただければと思ひます。そのためには町の独自調査を一日も早く完了して、自助、公助、共助が一体となった防災計画を立てていただきたいと思ひます。

1点目の質問に関しては以上でございます。

2点目の耕作放棄地についてでございますけれども、先ほども申しましたように、国内においては20年間で倍増ということでございますが、実際、本町の耕作放棄地はどの程度あるんでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 曾根都市整備課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（曾根） 耕作放棄地がどの程度町内にあるかということでございますが、耕作放棄地について平成23年度に調査を行い、農地基本台帳の登録のある農地面積の445平方メートルから、官有地などの調査除外面積54ヘクタールを除いた391ヘ

クターを対象地区として実態把握を行いました。

それで結果といたしまして、耕作保全されている農地は73.6%、約288ヘクタールです。農地以外の利用が6.8%で約26ヘクタールとなっております。耕作放棄地は19.6%で約77ヘクタールとなっております。県内の農地面積は全体で6万1,206ヘクタールあり、耕作放棄地は17.5%となっております。約1万700ヘクタールとなっており、本町は県の平均より高い状況となっております。

なお、今年度は町内全域の農地の利用調査を1月から2月の間に行いますので、結果は年度末ごろにはわかると思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 23年度の調査で19.6%、県が17.5%ですか。県内的に見ても高いと思いますし、ほぼ3年前の調査でございますので、確実に20%を超えてるんじゃないかと思うんですが、今年度末には数字が出るということで、またそのときは教えていただければと思います。

先ほど申しました太陽光発電というのも随分ふえておりますけれども、これは耕作放棄地に限らずだと思うんですが、いずれにしても農地転用後の設置だと思うんですが、この太陽光発電の設置というのは今、どのような状況にあるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 曾根都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（曾根） 太陽光パネルの設置ということでございますが、農地転用につきましては、平成24年度が1件で1,660平方メートル、平成25年度が11件、8,500平方メートルぐらいでございます。なお、今年度につきましては年度途中でございますが、11月末時点で10件となっております。面積としまして7,800平方メートル余りでございます。昨年を上回ることが予想されております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（時光） 昨年を上回る勢いということで、最初に申しましたように、買い取りに関していろいろな問題も発生しておりますので、今後、どうなっていくかというのはよくわかりませんが、これも一つの方法だと思いますので、促進していただければと思います。

最初にちょっと御答弁にありました、9月に新宮地区で「人・農地プラン」、農地中間管理機構ですか、それについての説明会を行ったということでございますが、そのときの住民の皆さんの反応というのはどのような形だったのでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 曾根都市整備課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（曾根） 9月に「人・農地プラン」について新宮地区で説明会を行いました。当日の説明会の主な内容としまして、「人・農地プラン」の案の制度の内容や作成方法、また農地中間管理機構についての説明を行ったところでございます。

この中で主な質問としましては、農地を預けた場合の管理の方法や賃借料、また貸し出し期間に関する事項ですね。また、水路の改修、施設整備等に関する事などが出ました。反応としましても、農地を貸したいという意見は多かったんですけども、賃借料のことなど、借り手に対する要望も多少ありました。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 時光議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（時光） とりあえず新宮地区だけだったということでございますが、予定としては他の農業振興地区においても説明会を開くということなので、さまざまな御意見を取り入れていただきたいと思います。

国のほうでもこの農地中間管理機構、これは農地改革の目玉事業として来年度は500億を超える国家予算を投じるということでございますので、熊野町の立地条件、農業規模では非常に難しい問題も多いとは思いますが、さきの農業祭においても多くの出品数もありましたし、町長の挨拶の中でも、熊野のおいしい米を筆とともに、ふでりん米としてふるさと納税の記念品としてというような言葉も出ておりました。この熊野町

の条件に即した農地中間管理機構の利用方法を、町と農業委員会が協力して、「人・農地プラン」を作成していただくように検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、時光議員の質問を終わります。

続いて、1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 1番、沖田です。

私からは3点について質問させていただきます。

まず1点目に、「保育料算出基準変更に伴う負担増家庭への緩和措置を」についてありますが、平成27年4月より保育料の算出基準が所得税から住民税に変更するため、大幅な負担増になる方が出てまいりますが、影響の出る方に対しては緩和措置を検討していただけないでしょうか。現段階での町の考え方をお伺いいたします。

2点目に、「家庭教育支援アドバイザーの取り組みと課題について」であります。熊野町では学習環境を整備するための学校への支援として、町内小・中学校に家庭教育支援アドバイザーを配置していますが、その具体的な取り組みと課題、成果についてお伺いいたします。

3点目に、「町内小・中学校のユネスコスクールとしての取り組み状況は」についてありますが、我が国の提案により2005年から始まった国連「持続可能な開発のための教育」いわゆる「ESDの10年」はことしで最終年の区切りを迎え、活動を振りかえるとともに、今後のESD推進に向けた方策について議論されておりますが、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置づけ、加盟校の増加に取り組んでいると伺っております。熊野町では、町内小・中学校全てがユネスコスクールの加盟校となっておりますが、主な活動内容についてお伺いいたします。

以上、3点について御答弁よろしくお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 沖田議員の三つの御質問のうち、1番目の「保育料算出基準変更に伴う負担増家庭への緩和措置を」の御質問は私から、2番目の「家庭教育支援アドバイザーの取り組みと課題について」の御質問は教育部長から、3番目の「町内小・中学校のユネスコスクールとしての取り組み状況」の御質問は教育長からお答えいたします。

保育料算出基準変更に伴う負担増家庭への緩和措置についての御質問でございますが、来年4月から開始が予定されております子ども・子育て支援新制度の柱である保育所等の保育料については、算出の基礎となる基準が所得税から町民税の所得割に変更されることになりました。町としましては、このたびの改正により、保育料が増額になる方については激変緩和措置について、来年度限りではありますが、設ける予定で検討をしております。

詳細につきましては、民生部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 沖田議員の「保育料算出基準変更に伴う負担増家庭への緩和措置を」の詳細についてお答えします。

子ども・子育て支援新制度における保育所・幼稚園、認定こども園の保育料については、国が定める水準を上限として市町が定めることになりました。本町における現行の保育所の保育料は、国が定める徴収基準額から町費にて軽減を図るとともに、所得階層についても国が8階層であるところを13階層に細分化し、保護者負担を軽減しているところです。新制度においても、同様に子育て世帯への負担軽減を図ることとしております。

保育所の保育料については、国が示す公定価格の給付限度額を上回らないようにするとともに、これまでと同様に、就学前児童が複数いる世帯については2人目を半額、第3子以降を全額免除とします。

また、算定基準が、これまでの所得税から町民税所得割額に変更されますが、国から示された考え方が、夫と妻、子供2人の世帯を想定して階層化されているため、年少扶養控除の対象となる子供が3人以上いる世帯では保育料が高くなり、子供が1人の世帯

では現行よりも安くなることが想定され、今年度の所得状況を当てはめると、現行よりも高くなる方が約16%、安くなる方が約34%と見込んでおります。

議員御指摘のとおり、3歳未満児の場合、保育料が大幅に上がる方も想定されますので、年少扶養控除人数の影響等による激変緩和措置を来年度については設ける予定で、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 沖田議員の「家庭教育支援アドバイザーの取り組みと課題について」の御質問にお答えいたします。

家庭教育支援アドバイザーは、学力に課題のある児童・生徒の学習環境を整えるため、家庭・地域と学校との連携・協力を支援するために配置しております。具体的な取り組みといたしましては、配慮の必要な児童に個別にかかわり、家庭訪問や子ども家庭センター等との連携、また民生課等とも連携し、学校とともにケース会議等に参加して支援の方法を検討しております。

成果につきましては、家庭訪問などを通じて家庭教育支援アドバイザーが聞いた内容をもとに、保護者と学校・担任との橋渡しをすることができています。また、教職員・保護者両方の立場で事案にかかわることができるので、情報共有が進みやすく、個別の支援がさらに可能となり、学校全体が落ちついてきております。このようなことが、学習環境を整え、学力の向上につながっているものと考えております。

課題といたしましては、男性のアドバイザーが家庭訪問を行う際、母親との対応が多いため、単独での家庭訪問が難しい場合がございます。また、女子生徒との対応にも同様の場合がございます。このため、配慮を必要とする場合には、複数の教員とともに活動するようにしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） 沖田議員の「今後のESD教育推進とユネスコスクールとしての取り組み

み状況」の御質問にお答えいたします。

持続可能な社会づくりの担い手を育むE S D教育は、環境・平和や人権などのE S Dの対象となるさまざまな課題への取り組みをベースにしつつ、環境、経済、社会・文化の各方面から総合的に取り組み、持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすことを目標としております。

熊野町では、平成25年9月に全ての学校のユネスコスクールへの加盟が認証されました。このことは、本町の各学校がこれまで取り組んできた地域の伝統と文化を継承・発展させ、持続可能な社会の担い手を育成してきた取り組みが認められたことによるものでございます。具体的には、低学年書道科や、小学校4年生・中学校1年生で行う筆づくり体験など、全ての学校で行っている熊野町ならではの取り組みでございます。

それに加え、各学校独自の取り組みもでございます。熊野第一小学校では、地域に伝わる「筆踊り」「彼岸船」の学習、和太鼓曲「筆が舞う」の継承活動、第二小学校では、特産の「黒大豆栽培」や伝統行事のとんど、自然、遺跡の調査学習を、第三小学校では、「筆踊り」学習、第四小学校では、全学年で「三石山登山」を行う地域学習や和太鼓曲「三石山の鼓動」の表現活動を実施しています。

さらに熊野中学校では、「筆まつり唄」「筆踊り」をモチーフにした組曲「筆の都くまの」の創作と継承に組み、地域からも毎年の仕上がりを期待されております。また、熊野東中学校では、1年生で日本の伝統文化を地域の講師から学び、3年生では郷土料理「八寸」を学習し、地域の方と交流する取り組みを継承しております。

このような取り組みを通して、熊野町の伝統行事や文化に触れ、それらを愛し、伝統を継承していこうとする児童・生徒の育成を目指しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 御答弁にもありましたように、熊野町では国の指定である基準よりもさらに細分化をされた保育料を設定していただいているということで、深く感謝申し上げます。熊野町の保育料は、国の指定の2分の1ほどになっているということで、これもまた町費で負担をしていただいております、保護者の方たちにとっても大変喜ばしいことだと思いますが、先ほども御答弁にありましたように、国の指定においては一部の方が5

段階から6段階の大幅な負担増になると聞いております。また、町といたしましては来年度限り緩和措置をいたしたいという御答弁でしたが、ゼロ歳から2歳児に比べて、3歳児の保育料が低くなることで、他の市町ではありますが、この2年間をしのぐために、負担増になる方に対しては2年間据え置きを措置を導入していただくよう検討されているところがあると伺っておりますが、先ほどの御答弁にもありましたように、熊野町においては来年度限りの措置をするということだったんですけれども、何とかこの2年間据え置きということは御検討いただけませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 2年間という御質問でございますが、現在、最初の答弁でも申し上げましたように、上がる方と下がる方が両方おられます。それと、在園児とは別に新たに新年度に入って入所されてこられる方もおられます。そういった方との公平性についても十分検討の必要があるというふうに考えております。

それと、現在、町のほうから国のほう、内閣府のほうにもこの緩和措置についての国の方針についていろいろ質問しております。ただ、具体的には国のほうも今検討中ということで出ておりません。緩和措置を当然行うという場合につきましては、これは町費の持ち出しということが当然発生します。町としましては、国のほうが何らかのそういった措置に対しての財政支援等もあるということであれば、そのあたりも考慮して、具体策、それと緩和措置の期間についてを検討していかなければならないということで、現在検討中でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 16%の方が負担増になるということですので、ぜひとも考えていただきたいと思います。担当課におかれましては、国が変わるたびに頭を悩まされ、熊野町においては非常に良心的に対応していただいていると感謝いたしております。ぜひとも緩和措置を検討いただけますようよろしくお願いいたします。

次に、家庭教育支援アドバイザーについてなんですけれども、個別にかかわっていら

っしゃるということで、家庭訪問などをされている。それにより、課題といたしまして、男性アドバイザーの方が訪問される場合は、相手が女性である、お母さんであることが多いので、複数で訪問されるようにということを御答弁いただきましたけれども、この家庭教育支援アドバイザーについては、担任の先生だけでは手が足りないところを、生徒に対してきめ細かく対応できるように、私たちが推し進めてきた施策であります、私のところに届いている声といたしましては、熱心さのあまり、行き過ぎた支援により保護者と児童、学校との信頼関係が崩れているといった事態があるというふうにお伺いをしております。この点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 家庭教育支援アドバイザーにつきましては、おっしゃいますとおり熱心な家庭訪問等々を重ねてくれておりますが、学校を通じまして報告を受ける中で、おっしゃるようなことも生じてきていることも事実でございます。直ちに学校を通じまして、学校教育支援アドバイザーにその状況を確認いたしまして、対応、それから学校を通じた指導を重ねております。現在はそのような状況は少なくなっているというふう

に学校のほうからも報告を受けております。  
以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） こちらに教育委員会の評価委員さんからの御意見というのがあるんですけれども、「生徒指導相談員配置にもかかわらず不登校生徒が大幅に増加しているという原因を追及し、早急に対策をしてください。また、優秀な人材確保の今後における対策が必要である。特に、不登校の生徒に対しての対応が十分と思えません」といった意見が出ておりますが、これに対してはいかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 不登校生徒数につきましては微増の状況でございます。ただ、家



○議長（馬上） 沖田議員。

○1番（沖田） 済みません、各小学校ごとに教えていただきたいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（馬上） 三村教育部次長。

○教育部次長（三村） 第一小学校におきまして13名、第二小学校で3名、第三小学校で7名、第四小学校で10名、熊野中学校で10名、熊野東中学校が2名の状況でございます。

以上でございます。

○議長（馬上） 沖田議員。

○1番（沖田） 大変ふえているように思うんですけども、特別支援学校においては、児童3人に対し1人の教員がつくということですが、この支援学級に関しての教員は各学校とも何人つかれているのですか。

○議長（馬上） 三村教育部次長。

○教育部次長（三村） 学級編制の基準では、8名に対し教員1名を配置することとなっております。

以上でございます。

○議長（馬上） 沖田議員。

○1番（沖田） 8人に1人ということなんですけれども、とてもじゃないけど手が足りないと考えられます。特別支援学校においてもプロの先生がつくのに、3人の児童に対して1人であります。しかし、この支援学級についていらっしゃる先生というのは、特別に研修を受けているわけでもなく、担当になったときから、先生一人一人の努力では

ありますが、個人的に研修されている方もいらっしゃると思いますけれども、第一小学校の13人、第四小学校の10人、この人数を1人ないし2人で支援していくというのは、大変先生たちにとっても負担が大きいかと思われそうですが、その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） おっしゃるとおりでございます。人数の多い特別支援学級につきましては、県のほうにお願いをいたしまして、非常勤の職員の配置をお願いしているところもございます。また、町からも必要な場合には介助員という形で人的支援を行っております。また、学校としても特別支援学級担当教員の研修、また県のほうからアドバイスをいただいたり、県立の特別支援学校のコーディネーターにお越しいただいて御指導いただくなど、特別支援学級教員の研修の充実に努めているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 現場の教員は大変な中、生徒一人一人と向き合っていると思うので、ぜひとも人的支援は引き続き行っていただきたいと思います。

先ほども紹介いたしました、こちらにあります評価委員さんの意見の中にも、「打ち上げられた花火は打ち上げ続けなければ一発で終わってしまい、もとの暗やみが戻るだけである。ほかの教育施策と絡ませながら順調に上向いている熊野町の教育をさらに充実させなければならない。継続は力なりである。次年度の県の補助金がどうなるのかわからないが、いかなることがあってもこの事業のともしびを消してはならない」とあります。この雇用期間が1年ということも大変大きな問題であると思いますが、教育現場では人が宝物であると、すぐれた人材こそすぐれた教育の原点であるというふうに御意見もいただいておりますので、今後ともその点を深く憂慮して、支援を続けていただきたいと思います。

それでは、次にユネスコスクールについてなんですけれども、町内としては伝統と文化ということで、非常に各学校取り組んでいらっしゃるということですが、町内

の全小・中学校がユネスコスクールに認定されるということは、大変な御苦労があった  
と思います。また、一つの事業をなし遂げるためには、町の一念が重要であるというこ  
とを非常に思いますが、教育長の、熊野町の子供たちに対するユネスコスクールに加盟  
していくことについてのどのような思いで取り組まれたのか、お伺いいたしたいと思  
います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） 私は教育長になったときの一番最初に、どういう思いで熊野町の子供と  
かかわるのかという御質問がございました。そのときに、熊野町の子供が将来、熊野町  
に対して自信とプライドを持って今後進んでもらいたいと。これからの社会はグローバ  
ル社会になると思います。そんな時代になったときに、日本人としてのアイデンティテ  
ィ、そして熊野人としてのアイデンティティ、自信と誇りを縦軸に持ちながら、そして  
幸いにも熊野町には文化と伝統、世界に誇る文化がございます。それをよりどころにし  
ながら、横軸には言語活動、言葉と人の道具としての、ツールとしての英語というもの  
をやる中で、初めて生きていけるんじゃないだろうかというように考えております。

その縦軸の自信と誇りのない中で、幾ら英語ができて、いわゆる日本人としてのア  
イデンティティ、熊野人のアイデンティティがなかったら、いわゆる浮き草生活になっ  
てしまうような気がしております。

そういった意味では、子供たちに自信と誇りということで、教育長になった時点で、  
町内の各小・中学校に対してユネスコスクールの加盟。このE S D教育そのものはユネ  
スコスクールそのものだろうというように考えておりますので、そのように各学校につ  
いて協力を仰いでまいりました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 先ほども教育長のお話にありましたように、ユネスコスクールの取り組  
みについてなんですけれども、一般的には環境保全をテーマとした研究発表、いわゆる  
地球規模で考えなければいけない地球温暖化や大気汚染、そういった問題を人ごととし

て捉えるのではなく、自分のこととして捉えられる子供たちを育成するというのが私の認識なんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） このE S Dの取り組みというのは、そもそもは今の地球のいろんな財産を将来にわたって続けようじゃないかというのが根底なんです。そうした中で、切り口としてはいろんな切り口がございます。福祉もありますし、人権もあります。環境問題もあります、文化と伝統と。そういった意味で、これを環境問題が入りやすいというところでいろんな学校も取り組んでおりますが、それをないがしろにするということではございません。当然、環境問題も絡まってまいります。理科の中でも、社会科の中でも当然出てまいりますので、その点はたまたま熊野町がいろんな切り口があるんですが、文化と伝統という切り口から入っているということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） それでは、学校教育における環境教育の取り組みについてお伺いをいたします。国が定める学習指導要領にはどのように位置づけられているのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 小学校におきましては、理科、社会科、生活科の中で取り組みを行うようになっております。中学校の中でも社会科、それから理科、それに加えて総合的な学習の時間の中でも取り組みをするようになっております。詳細につきましては、また資料等を御準備いたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。



ということももちろん発表はしておりますけれども、その中に我が校がユネスコスクールに加盟しているということを訴えている子供もいると伺っております。しかしながら、このユネスコスクールにはなっていないけれども、子供たちの自覚としてユネスコスクールとして自分たちはこのような取り組みをしているんだということがきちんと発表できるのかどうか。少しよくわからないといったような声を耳にするんですけれども、子供たち、また保護者に対してのユネスコスクールの取り組みについての周知については、どのようにされているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） ユネスコスクールへの取り組みという形では、各学校の取り組みについて、熊野町の場合は地域と伝統という形を継承していくということに重点を置いて説明はしております。ただ、他のユネスコスクールにおきましては、環境学習でありますとか、平和学習とかに取り組んでいるものもございますので、そういう点での取り組みについては、まだ熊野町の場合は具体的には行っているところではございませんので、全ての学習の中でそういうところについてもユネスコスクールの取り組みの一つであるよということにつきましては、今後、指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） せっかく素晴らしい取り組みをしているのですので、子供たちにもしっかりとこの意義を訴えていただきたいと思えます。

また、熊野町は先ほど教育長も言われましたけれども、伝統と文化、日本人としての、熊野人としてのアイデンティティということで大変素晴らしいことだと思いますけれども、やはり先ほども申し上げましたように、地球規模で考える問題を個人として考えられる子供たちを育てていくということは、やはり環境教育というものがどうしても重要になってくると思いますので、もちろん今までの事業も継続していただきつつ、今後、この環境教育についてもしっかりと推進していただきたいと思えます。

この学校での取り組みの推進に向けて、このE S Dの意義や指導方法の一層の周知、また実施促進のための支援を充実していなければならぬと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 学校教育の中で我々が取り組むべき環境保全を中心とした課題について対応するとともに、また環境、経済、社会の統合的な発展について取り組み、開発途上国を含む世界規模の持続可能な取り組みについて、諸課題を視野に入れて、学校教育の中の各教科において指導していけるように努力してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 熊野町から多くの子供たちが地球規模の問題を我が事として捉えられるグローバルな人材に成長していただけるよう、今後とも教育委員会のほうからしっかりとした指導をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時から。

（休憩 10時45分）

（再開 11時00分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、10番、山野議員の発言を許します。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 10番、山野でございます。

2点についてお尋ねいたしたいと思っておりますので、よろしく御答弁のほどお願いいたし

ます。

1点目につきまして、認知症予防対策に認知症検診と予防教室をやってはどうかというところで、町内では65歳以上の高齢者が7,500人、住民の約3割おられます。皆さん認知症にならないよう健康体操をしたり、ウォーキングをしたり、各地でのミニデイに行かれたり、筆の里スポーツクラブに入られたりして、御自分の健康には十分気をつけておられます。しかし、認知症は気がつかないうちに進んでいても、ふだんの生活の会話だけでは見つけられません。気がつきませんので、そこで早期発見のために、以前、健康課は認知症発見の器具を購入されたことがありましたが、それらを活用して、早期発見、早期治療を行えるよう、具体的な方法はお考えでしょうか。

2点目につきまして、小・中学校の校舎、体育館等の施設の雨漏りやメンテナンスについてお尋ねいたします。

先日、文教委員会では施設の管理状況を視察いたしました。熊野町では全ての教育施設の台帳があり、それらの改修の経過や今後の改修予定など全て把握されていると思うんですが、今の学校施設の現状を御存じでしょうか。今後の修理予定、財源の確保についてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 山野議員の二つの御質問のうち、1番目の「認知症予防対策に検診と予防教室をやってはどうか」という御質問は私から、2番目の「小・中学校の校舎、体育館等施設の雨漏りやメンテナンスについて」の御質問は教育部長から答弁をさせます。

日本の認知症患者数は、現在約460万人と推定されておりますが、高齢化が進むにつれ、急速に増加することが見込まれております。このことから認知症予防を含めた介護予防施策については、国において介護保険法等の見直しが行われているところでございます。町におきましては、現在、要介護認定率は県内で一番低い状況にありますが、認知症になる確率が高くなる後期高齢者の数は、2025年（平成37年でございますが）までは急激にふえ続け、それに伴い認知症高齢者数も増加し、要介護認定率も上昇すると見込んでおり、予防を含め認知症施策の拡充は非常に重要であると考えておりま

す。

詳細につきましては、民生部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 山野議員の「認知症予防対策に検診と予防教室をやってはどうか」の  
詳細についてお答えします。

認知症は、早期に発見し治療することで進行をおくらせたり、適切な対応をすることで  
症状を緩和させることがあります。また、認知症についてはさまざまな研究がされて  
おり、糖尿病、高血圧、脂質異常症等の生活習慣病の罹患者では発症リスクが高いこと  
や、運動習慣がある人はそうでない人に比べて発症が少ないと言われております。

このことから、若い世代から生活習慣の見直しを行うとともに、認知症に対する正しい  
知識を持っていただくことで、認知症になっても安心して暮らし続けることができる  
まちづくりに取り組んでいるところでございます。

現在、生活習慣病予防のための健康講座や講演会の開催、介護予防事業として、身体  
機能の維持・低下の防止を含めた「ゆらっとくま〜リハビリ体操」や「ノルディックウ  
オーキング」の普及、また、認知症に対する理解を深めていただくため、認知症サポー  
ター養成講座や講演会等を実施しております。

また、現在実施しておりますこれらの事業に加え、各地区で実施されておりますサロ  
ンにおいて、認知症に対する講座の開催やタッチパネルを使った簡単なスクリーニング  
検査や運動機能チェックを定期的に行うなど、住民主体の通いの場であるサロンでの活  
動における認知症予防活動の取り組みを広めていこうと考え、今年度、神田地区におい  
てモデル事業として取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 山野議員の「小・中学校の校舎、体育館等施設の雨漏りやメンテナ  
ンスについて」の御質問にお答えいたします。

本年度、雨漏りを確認している施設は、第一小学校東校舎、第二小学校南校舎及び体育館、第四小学校体育館、東中学校体育館及び武道館です。本年度、全ての現地調査を行い、このうち第一小学校東校舎及び第二小学校体育館につきましては、劣化した防水シートの一部張りかえや、屋根材の接合部へのコーキング打ちかえ等の修繕を行ったところです。これ以外の施設については、屋根の全面葺きかえ等大規模な工事を伴うため、来年度以降の対応を検討しております。

財源についてですが、財政状況の厳しい中、学校施設だけでなく、社会教育施設、その他の改修も進めていかなければなりません。国庫補助事業を活用するなど研究を進めてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 現在、今年度神田地区において取り組まれているということなんですけれども、その成果といったものが目に見えれば教えていただきたいと思います。

11月5日、鳥取大学医学部の教授が、住民が認知症になるのを予防するまちづくりを提唱されております。健常者が急に認知症になるということではなく、軽度の認知障害状態のときに適切な予防措置、先ほども言われたように手先の運動とか、あるいは軽度の運動、そして会話、コミュニケーションといったものがあれば、適切な処置で認知症が進むのが改善されるということがあります。

鳥取県の琴浦町は、10年前から始められて効果が上がっているそうですが、全国では約30市町が実施されています。こういったことを考えますとぜひ、町長も言われたように、認知症の方が要介護、要支援にならないような状況をつくって、健康なまちづくりに進められるということが非常に大事なことだと思うんですけれども、先ほどの神田地区の状況というものをちょっと教えていただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 神田地区でモデル的に事業を開始しておりますが、実際に具体的な成果、効果を判定をするのが今からになります。1月6日にまず国際大学の教授、これ

は先ほども言われた鳥取大学の浦上教授だと思いますが、その先生と御一緒にこのタッチパネルの開発にも関与された大井教授という先生が国際大学にいらっしゃいますので、その先生と今いろいろ中身を詰めております。1月6日にまずその先生をお呼びして、神田のサロンでミニ講演会、その後にサロンを会場にして、今のタッチパネルや健康チェック、運動チェック、御本人さんの生活習慣を把握するようなもの、それでサロンに通っていただきながら生活習慣を見直していただいて、おおむね3カ月、6カ月、1年後に効果測定をしますので、効果がまだ今のところ出てたというものでは、済みません、ございません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 早速1月6日にこの浦上教授の関連の先生が来られてやられるということで、非常にいいことだと思います。

今、各種公民館で筆都大学、あるいはミニシルバーカレッジ、あるいは熊東大学といったものがございます。そういったところに高齢者の方が約60人から、多いときには西公民館は100人近くの方がいらっしゃいます。そういったところでも、こういう検査といったものをやられたら、皆さんも健康な方の中にもちょっとおかしいなというような方がいらっしゃると思うんですけど、そういう方を早くに見つけられて予防されると。薬が合うということもありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

例えば、三次市では草の根地域の医療を心がけて、健康教室を開いていらっしゃる医師がいらっしゃるそうです。近隣の住民が集まって、その先生が内科医をやったり、外科医をやったり、歯科医だったりして、腰痛、高血圧、糖尿病などの身近な病気について解説を1時間ほどしながら、その後にはミニライブを行ったり、ビンゴゲームを行ったり、お楽しみ会をすることによって、皆さんとコミュニケーションが図れたり、あるいは軽い運動をしながらそういったことで、軽度の認知症がされるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 熊野町においても健康教室等を実施しております。ノルディックウォーキングの講習会であるとか、あと今養成しております「ゆらっとくま〜リハビリ体操」のリーダー養成を行ってその体操を普及する。その普及すると同時に、国際大学の三森教授であるとか、先ほど福祉課長のほうが言いました大井教授等により、認知症、介護予防についての講演会等を実施しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） よろしく願いいたします。

本人は認知症とわからないんですけども、例えば金銭感覚が、お金が常がない、ない、ないというんで、何をしてるのかなと思うと押し入れの中にいっぱい物が入ってたとかというような状況のお年寄りがかなりいらっしゃいます。そういう人たちは、家族の方たちはどうしていけばいいのかなと思って非常に心配していらっしゃいます。そういったところにも手を差し伸べていただければと思っております。

それでは、校舎の分についてお尋ねいたします。

大規模改修にすると、文科省から財源が2分の1、あるいは3分の1おりるといことなんですけど、大規模改修まで放置しておくということが非常に考えられないことで、例えばペンキなら何年ごとにやらないといけないとか、あるいは貯水タンクには何年ごとに点検して改善していかなければならないとか、そういったことは台帳には書かれてらっしゃるんでしょうか。

なぜそういうことを言うか。担当職員がかわると聞いてなかったとか、そういった状況がないように、常に1年間の計画を把握されて1年の修繕予定といったものは考えていらっしゃるのかどうか、お尋ねします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 学校施設に関しましては、各学校ごとに資料はそろえて対応しているところではございますが、おっしゃいますように各部材についての耐用年数とか、そのあたりについてはまだ記載がございません。そのために、引き継ぎ等が十分に行わ

れないというところはあるかと思しますので、今後、そのあたりを充実させていかなければならないと考えております。

また、大規模改修につきましては、東中学校などは昭和56年、55年当時の建設、それから平成の早い時期での大規模改修をしたものが、そろそろやらなければならない時期に来ておりますが、耐震工事を優先しておりますがために期間が延びていることも事実でございます。そのあたりで屋根材の耐用年数を超えているところもありますので、このあたりを重点的に調査し、対応しているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 学校からの報告というのもなかなか上のほうまでは届かないといったところもあると思います。例えば第二小学校の今南校舎におきましては、低学年の教室の中で天井から雨漏りがして、子供がそこにおったら机がぬれるので、後ろへ下がって授業を受けているというふうな状況があります。また、中学校のほうでは貯水タンクのほうで水漏れを直されたみたいなんですけど、いまだに1日一斗缶1杯、18リットルぐらいの水が漏れて、その屋根の上は苔むして、常にびたびたの状態。そういうのはもっと早くに何とかならないのかなと。タンクの耐用年数もあるはずなので、ぜひ検討していただければと思っております。

これは、教育委員会だけの問題じゃないと思います。例えば、先日農業祭があったときに、町民会館から中央健康センターを見ますと、天井の上がプールのように水浸しなんです。あそこは落ち葉がいっぱいあって、そしてそのといに恐らくたまっているんだろうと思うんですけど、その管理責任者がやっぱり常に大雨のときにはどうすればいいか、まず何を点検するのか。私たち主婦なんかは、やっぱり大雨が降ったらどこかといが漏れてないかと思しながら、台風のときにはどうするかというふうなことをやっぱり常に心がけております。各施設の責任者は、やはりそういうふうな目を見ながらの責任者であると思うんですけども、健康課長さん、屋根のことは御存じでしょうか。あそこには太陽光のパネルがばっと出てるんですけども、あそこに水漏れがすると、あれを改修するとなると大事になると思うんですけども、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 中央地域健康センターの屋根のことなんですけれども、承知しております。定期的に見回って排水の清掃とかをしております。この秋になりますと、あそこに大きな木があるので、葉っぱ等がそこによくたまっているのも承知しておりまして、定期的には清掃のほうはさせていただいております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 定期的には清掃をしているけれども、やっぱりあれだけの水がたまるということは、ちょっととこの状況、あるいは今の状態なんかは考慮していかなければならないと思います。補助金の問題もあるし、大変だと思うんですけれども、財源的には。基金を崩してでも、緊急の場合には対応していただければと思っておりますので、どうかよろしく御対応をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で山野議員の質問を終わります。

続いて、4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） おはようございます。4番、民法でございます。

私は、今回通告書に基づきまして3点ほど御質問させていただきます。

まず1点目でございますが、県道矢野安浦線の今後の整備計画についてお尋ねいたします。県道矢野安浦線はことし3月末、熊野黒瀬トンネルが開通して、黒瀬方面は大変便利になり、熊野黒瀬間が近くなりました。しかし、広島方面は榎ヶ迫交差点付近まで片側2車線化された後、約4年間そのままとなっています。県事業ですから可能な範囲で結構ですので、今後の整備計画についてお聞かせください。

2点目でございますが、砂防ダムの管理状況についてお尋ねいたします。砂防ダムの設置及び管理については県が行っていると思いますが、町内に整備済みの23カ所の砂

防ダムについて、現在の状況、これまで定期的に点検して、例えば土砂や流木でどのくらい埋まっているのか、把握している管理状況をお尋ねします。また、今後、町内に何か所程度必要か、現在の状況でお聞かせいただきたいと思います。

先ほど時光議員が質問されましたが、重なる部分もあろうかと思いますが、答弁のほどよろしく願いいたします。

3点目でございますが、女性消防団設置についてお尋ねいたします。全国的に消防団員数が年々減少する中、女性消防団員数は増加して、全国で2万人を超え、全体の2.4%を占めており、県内の13市4町では、女性消防団員を採用しております。本町においても若年層の消防団員の確保が年々難しくなっており、女性の持つソフトな面を生かして、災害時の避難誘導や応急手当の普及指導等に活躍できる女性消防団員を確保して、女性消防分団の設置を検討してはどうかお伺いいたします。

以上、3点、細かくいろいろとお尋ねしますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 民法議員の三つの御質問のうち、1番目の「県道矢野安浦線の今後の整備計画について」と、2番目の砂防ダムの管理状況についての御質問は建設部長から、3番目の「女性消防分団の設置について」の御質問は総務部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 民法議員の「県道矢野安浦線の今後の整備計画について」の御質問にお答えいたします。

現在、県におきまして、火の原交差点から郵便局前までの約800メートルの4車線化と、郵便局前から呉地までの約360メートルの暫定2車線のバイパス事業が、川角工区として実施されております。これまで火の原交差点から川角交差点までの約220メートルの4車線化が完了しているところであり、現在は川角交差点から呉地までの間の用地取得に鋭意取り組んでいるところでございます。

矢野安浦線の整備につきましては、県の道路整備計画において、平成26年度までの完了目標としていた熊野黒瀬トンネルと道垣内交差点の改良工事に重点投資された結果、熊野黒瀬トンネルは本年3月に供用され、道垣内交差点の改良工事も今年度中に完了する見通しとなっており、計画どおり順調に整備されているものと認識しております。

今後は、川角工区の整備を加速していくことが必要であると認識しており、先般、町長が知事に直接お会いして、整備促進の要望を行ったところでございます。県の次期道路整備計画が来年度策定予定であると聞き及んでおりますことから、今後ともさまざまな機会を通じ、川角工区の早期完成を強く要望してまいります。

続きまして「砂防ダムの管理状況について」の御質問にお答えします。

先ほどの時光議員の御質問にも答弁をいたしました。定期的な点検については、現在、広島県において、砂防施設の適正管理を行い長寿命化を図ることを目的として、5年に1回のペースで点検を行うこととしております。点検内容につきましては、堰堤の老朽度の把握及び堆砂量の把握が主に行われ、今後の適正管理による長寿命化計画の基礎データとなるものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 民法議員の「女性消防分団の設置について」の御質問にお答えします。

本町の消防団は、消防団長が町長の承認を得て任命することとなりますが、実情は、消防団が地域に密着していることから、自治会と調整しながら、各分団で勧誘を行っております。現在の団員は153名でございます。

女性消防団についてですが、近年、消防団組織の活性化や、女性のソフトな面を生かした防災啓発活動の有効な方策として、全国的に採用の動きが広まっていることは承知をしております。また先日、県の担当者との情報交換でも、女性団員の活動が一定の効果を上げ、団員数確保に寄与している自治体の例も紹介いただいたところでございます。

この問題につきましては、今後、消防団役員会等の場で協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。



ように変わると予測されているのか。また、馬橋方面への歩道、今現在広げておるよう  
でございますが、どのように整備されるのか教えていただきたいと思ひます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 道垣内交差点の改良工事でございますが、平成27年3月完了と聞  
いております。改良の主な内容といたしましては、交差点4方向全てに右折レーンを設  
置して、右折車による渋滞が発生しないように計画をされております。また、これによ  
って車の流れが随分よくなるんじゃないかというふうに考えております。

また、馬橋方面の歩道におきましては、町有地部分の約60メートルにつきましては、  
幅員2.5メートルの歩道を設置いたします。また、馬橋交差点から未改良区におきま  
しては、路側に以前も申しましたとおりカラー舗装を実施して、歩行者の安全対策を行  
ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） ぜひカラー舗装ですか、歩道のほうは通学路になっておりますし、通行  
者もたくさんおりますので、約束どおりきちっとやっていただきたいと思ひます。

次に、榎ヶ迫交差点は工事が終わったように見えますが、交差点は拡張されていない  
あの状況で終わりなのか。また、榎ヶ迫交差点付近まで片側2車線化されていますが、  
今後の整備は何年計画でどのように延伸していくのか、伺いたいと思ひます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） まずは、今の榎ヶ迫交差点は完了形なのかということでございま  
すが、これについては北側についてはほぼ完成をいたしておりますが、南側、いわゆる大  
瀬戸内科医院さん側は一部用地取得ができないために完成形ではございません。

今後の計画ということでございすが、先ほども申しましたように、我々は今榎ヶ迫  
交差点から郵便局を含めて呉地方面への用地買収に鋭意努力しているところでございま

す。県の方が主にやられるんですが、町も一緒に行って、できることがあれば地元の人とお会いするというような格好をとっております。しかしながら、中には反対者もかなりおられます。今後、用地買収が終わったところからという工事になると思いますが、残念ながら今言われた榎ヶ迫交差点付近にも工事同意をいただけない方がおられますし、今後どのような方が出てくるかということにはちょっと判断できかねます。計画についても用地買収が終わらなければ道路自体はできないということになりますので、これからも県と一致協力しまして、用地買収のほうに全力を傾けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） わかりました。なかなか用地買収というのは難しいことかと思いますが、一つ早くできるように進めてもらいたいと思います。

次に、呉市の苗代方面からの県道瀬野呉線、現在、出来庭地区までバイパスができていますが、その道路にいつごろになれば接続するのか。また、呉地までバイパスが完成しても、萩原方面まで延伸して現県道に合流しないとバイパスの効果は上がらないと思います。そこまで完成するにはどのくらいの期間を予定されているのか、お聞きしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 非常に難しい御質問で、県道矢野安浦線の整備計画は、都市計画決定道路として位置づけてはございますが、県の道路整備計画にはまだ全線入ってはおりません。先ほど申しました平成26年度までの道路整備計画におきましては、熊野郵便局南側の矢野安浦線と、今セブンイレブンのところですよ、呉地が合流する位置までの道路計画が入っております。これも来年度更新予定になると思うんですが、今度は引き続きそれから萩原方面へ向かっての道路計画の決定ということになってまいろうかと思っております。ただ、今の時点でこの整備計画がどれだけの延長になるのかということについては、私どももまだわかりません。県内に県道はたくさんあるわけですから、その

中で重要な位置から。

ただし、先ほど私、答弁の中でお話をさせていただいたんですが、町長が直接県知事にお会いをしてお話をしたところ、知事のほうも、今後黒瀬インターができて東広島呉道路が開通すれば、矢野安浦線が空港へ向けての副の道路という位置づけができるんじゃないかなろうかというお話もあり、今後早期に進めるというお話もいただきました。この中で、ただそれが何年にどういうふうに計画されるかというのは、今の時点では、26年度まではそこが計画に入っていますということしか私の口からは申し上げられません。どうも申しわけございません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） そうでしょうね。何年ぐらい前、10年ぐらい前ですが、呉地のほうから萩原、道上の東中学校のほうですか、あそこらへ抜けて道上のほうを通して、黒瀬のほうへという話もございました。一つそれが実現するように、これから10年かかろうか、20年かかろうか、まだかなりかかろうかと思いますが、できる方向で進めていただきたいと思います。

私は何度か言いましたけど、我が町は鉄道も国道もなく、県道が住民にとっての大動脈であり、生活道路にもなっています。県事業ではございますが、町も地元対策などに積極的に努力して、県と一体となって、一日でも早く、1年でも早く整備できるように事業推進をお願いしたいと思います。

次に、砂防ダムの管理状況についてでございますが、町内の危険箇所を把握した上で必要な箇所については、国や県への設置要望をしていただくことをお願いしていますが、現在計画中の雲母川以外に整備を要望している箇所はあるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 砂防事業としての要望は今のところございませんが、治山事業といまして、初神地区の葵団地北側の斜面に治山事業の計画、もう事業が進んでおりますが、そのような計画がございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 葵団地というたらどこですかね。初神ですね。

砂防ダムでございますが、何年ぐらいで土砂が埋まって機能が低下するのか。大体でよろしいですけど。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） その溪流の規模と申しますか、長さ、大きさ、上流側の土質によって堆積する年月は全て違います。全体的に何年ということはちょっと申し上げられないかと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 砂防ダムは土石流の流出などを防止するために設置した施設でございます。計画補足量、計画堆積量の容積を常時確保しておく必要があると思います。そのため大きな岩や土砂、流木で埋まっていればそれを取り省くためにダムからの搬出路が必要となりますが、それぞれのダムには管理用道路はあるのか。また、町内に土の捨て場といったものは確保できるのかどうか、伺いたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 砂防ダムと申しますのは、大きく分けて二つの種類がございます。まず管理型とメンテナンスフリー型のこの二つに分かれます。

管理型というのは、砂防堰堤の計画当初からそれを管理するための管理道の設置を設計の中に入れて、今後管理ができるようにという型でございます。この型になりますと用地買収費が莫大に膨らみます。道路の工事費も膨らみますので、初期投資には多大な

費用がかかるということになるかと思えます。

一方、メンテナンスフリー型は永久な管理道を設けずに、工事実施に当たって仮設道を設けて工事を行っていくということで、この箇所は緊急な場合以外には堆積した土砂を排除しないというふうになっております。これは管理型と比べて初期投資は非常に抑えられるものでございます。

近年、公共用施設におきましてアセットマネジメント、アセットマネジメントとよく聞かれる言葉なんですけど、いわゆる適正な維持管理を行いまして、施設の長寿命化を図るということがだんだん浸透してきてまいりました。町内の砂防ダムのうち、管理型の砂防ダムは現在実施中の雲母川砂防、初神地区の三谷ダム、この2件だけでございます。よって、土砂が堆積し除去作業が必要となるには、まだまだ多くの時間がかかると考えられておりますので、土捨て場等については、今のところ確保してはございません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 最後にもう1点、コンクリートの寿命はせいぜい100年と聞いておりますが、土砂が堆積していなくても、コンクリートが劣化していれば信頼性、安全性というものは確保できません。今後は定期点検の結果によって、補修費や改善費もかかると思えますが、計画的に補修などはされるのかどうか、聞きたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 先ほど申しましたように、県におきましてはアセットマネジメント、適正な維持管理により施設の長寿命化を図る目的として、5年に1回の砂防ダムの調査、全戸の砂防ダムの調査を行っており、適正な維持管理計画のもとに施設の補修作業等を実施しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） この夏の広島市のような豪雨になれば、住んでいる地域の上部に砂防ダムがあるから絶対大丈夫だとは言いきれません。危険箇所へ砂防堰堤や治山堰堤の整備を、国や県に要望するとともに、前回は申し上げましたが、住民へ災害に対する情報伝達方法や避難体制の整備を進めていくことをお願いしたいと思います。

最後に、女性消防分団の設置についてでございますが、8月の広島市の土砂災害において、本町の消防団も応援に駆けつけ、非常時における消防団の役割、重要性を再確認いたしました。最近では火災現場での活動、常備消防がありますので、以前に比べて減っていますが、大規模災害では住民の避難誘導や救助が必要となり、地域に密着した消防団の働きは大事なものとなっております。現在の消防団員は定数に対し充実しているのかどうか。また、団員の平均年齢は幾つなのか、教えていただきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 現在の消防団員の団員数と年齢ということでございます。団員数につきましては、規約157名の定員に対し、先ほど答弁がありましたが153名という現状でございます。平均年齢につきましては42歳というふうになっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 平成15年3月、国において設けられた新時代に即した消防団のあり方検討委員会で、消防団員総数の少なくとも1割以上の女性消防団員の確保を図ることを目的として掲げられていますが、本町では採用していません。婦人防火クラブの現状、また自主防災組織の結成状況はどのようになっているか、伺いたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） まず、婦人防火クラブ、女性会のことかと思っておりますけれども、女性会におかれましては、防災訓練の際に、その都度ですけれども、炊き出し訓練ということで御協力をいただいております。また、その他の女性会における防火活動等に関し

ましては本日は把握をしてございませんが、どういったことを実現していくかというのを今から検討していかれる段階ではないかなというふうに私は思っております。

それから、自主防災組織の結成状況ということでしたけれども、現在、町内には五つの組織登録がございます、ございますというか、ございましたと言ったほうがいいのかもわかりませんが、高齢化とか、人の移動がありまして、いずれも形骸化して消滅状態というふうな状況でございます。

こうしたことがありますので、町としましては、町の広報紙等を活用して、防災の連載を行ったりとか、そういう啓発活動と、それから講師をお招きして研修会をします。それと、自治会、団体向けでございますが、出前講座というのを実施したりして、地域防災力の向上とか、そういう地域の防災活動への機運の醸成というのに努めてきたところでございます。

それで、幸い、組織化には実は至ってないんですけれども、地区内で危険箇所の点検をしたり、避難ルートについて検討したり、また緊急連絡網とか、要援護者名簿をつくるというような、そういう自治会が自主防災組織と同等なような活動に着手された地区があるという状況にまで至ったというふうに思っております。

時光議員からも先ほど非常に自主防災、避難に御熱心な地区があるという紹介をいただいたんですが、町としましてはこういった取り組みをさらに強化するということと、先ほど申しました自治会、そういう団体の活動をサポートするような支援策、こういったものを今検討しておるという状況でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） ありがとうございます。

次に、消防団活動は消火活動だけではなく、防火啓発や地域行事における支援、協力などを行っており、地域の住民生活に大きな役割を果たしております。公共施設などに設置してあるAEDや消火器は一般住民は使用方法を知らない方が多いと思います。女性消防団員がこういった応急手当講習や防火・防災に関する研修を受講して指導することで、地域の安全確保がより一層保てると思いますが、どうお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 岩田総務部次長。

〇総務部次長（岩田） A E Dを使いましての救命講習ということにつきましては、現在、広島市消防署の署員の方々に御協力をいただきまして、学校での児童・生徒への講習、それから町職員とか消防団、こういったことを対象にした講習を実施していただいております。したがって、今後も広島市消防と連携をとらせていただきまして、講習の内容とか、またその対象については、今後協議してまいりたいというふうに考えます。

それから、消火器の使い方も今ありましたが、一部地域なんですけれども、小学校の火災訓練に協力をして、消火の訓練とか、消火器の使い方講習を行っている消防分団もごございます。こうした現状もありますので、それを含めまして女性消防団に関しては、冒頭の答弁にもありましたけれども、消防団長とか、各分団長で構成する役員会のほうに我々としては情報提供をしてまいりたいと、このように考えております。

〇議長（馬上） 民法議員。

〇4番（民法） 最後になりますが、もう1点ほどちょっとお聞きします。

本町では昼間は町外へ勤務している人が多く、女性のほうがかなり多くなっています。地域や事業所での火災予防運動、高齢者世帯を訪問して緊急時の行動、防火思想の普及啓発など、女性消防団員が必要とされているのではないかと思います。女性消防団員を採用している自治体では、女性ならではのきめ細やかな対応で活動の幅が広がっていると言われております。男性消防団員との役割分担をしていけば、男性消防団員の任務が軽減され、男性の加入者もふえるのではないかと思います。その点はいかがですか。

〇議長（馬上） 内田総務部長。

〇総務部長（内田） 御指摘のとおり、全国的に女性の消防団員の方というのはふえつつあります。また、女性特有の労力、そういったものを生かして、そういった形のもので役割が期待できるということも多くあると思います。また、危機感とまではいきませんが、一部で熊野町においても若干名ですが欠員が出ているため、状況次第では団員確保の有効な手段の一つであるということも考えられます。

一方で、消防の定数をもとに考えてまいりますと、女性枠を設けることによって各分

団の規模の縮小につながることや、現在、各分団15名という中に女性の人数を何人か、またそういった形の中で女性枠を設けることによりまして、各分団の規模縮小につながることも懸念されます。また、女性団員が継続的に確保できるかというような不透明な部分もあろうと思っております。

いずれにしましても、女性の団員、その役割を期待しながらという形も考えながら、慎重に検討させていただきたいということで考えております。また、消防の役員会等もごございますので、そういった中をかけさせていただいて、いろんな形で考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） ぜひよろしく願いいたします。

これまでの消防団は男性の組織でございましたが、時代に即した新しい消防団として、その活動に女性の能力を活用することは必要だと思います。大規模災害での住民避難や救助、さらには住民の安全・安心のため、高齢者や地域社会に対する火災予防活動に対する広報活動、予防指導、災害弱者対策等の部門においても、平素から地域コミュニティーと密接な関係を持ち、地域状況にも詳しい女性の能力を發揮することができるので、ぜひ前向きに検討をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、民法議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分から行います。

（休憩 11時55分）

（再開 13時30分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 7番、藤本でございます。

本日は1点について質問を行います。質問事項は生活福祉交通の充実についてでございます。

平成25年7月より本格運行を始めた生活福祉交通おでかけ号、町民からの評価はさまざまですが、町として現在のおでかけ号をどのように評価しているのか。また、その評価方法をお聞かせください。

平成27年4月には3年目を迎え、巡回コースやバス停の見直しに関してどのように考えているのか。巡回できない地域にはデマンド方式などを検討する時期に来ているように思いますが、町として調査研究は行われているのか。今後の展望についてもあわせて聞きたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 藤本議員の「生活福祉交通の充実について」の御質問にお答えいたします。

まず、おでかけ号の利用状況でございますが、平成24年度の実証運行では、1便当たり4.3人、本格運行に移行した昨年度は4.8人、本年度上半期は5.2人となっております。バス路線と共存する中での運行実績としては順調に推移しているものと考えておりますが、客観的な評価を得て、今後の改善検討に反映させるため、本年8月から9月にかけて、利用者及び一般住民を対象としてアンケートを実施したところです。

現在、生活福祉交通のアドバイザーをお願いしております大学教授のもとで集計・分析が進められており、その内容については、追って、議会に報告させていただきたいと考えております。

次に、事業の見直しについてですが、おでかけ号を永続的に運行するには、住民生活に不可欠な社会資源として定着させることが、現段階では重要であると考えております。また、本町の公共交通不便地域の大部分をおでかけ号の運行で補っており、公共交通を補完する機能としても、その役割を果たしております。したがって、巡回コースやバス停について、安全上、または利用促進上必要な範囲内での修正は行ってまいります。

が、それらの抜本的な見直しや運行形態そのものを変更する考えは、当面の間ございません。

なお、デマンド方式は検討しておりません。本町はコンパクトな地勢で、人口密度も比較的高いことから、現状の運行形態が適していると考えております。今後、社会情勢の変化等が生じた際には、議会にも相談させていただき、さまざまな角度から検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 1日当たりの現状の運行本数、運行時間をどのように評価しているのかというところも聞きたいところなのですが、町長みずからが今の24年度実証運行のときの人数から26年の上半期の人件をおっしゃいましたので、なかなか腰が折れました。

ただし、このことに関して、やはり皇帝ハイツの住民から聞かされたんですが、積み残されることが結構あると。一旦家に帰ってまた後に出てくるんだというのを聞くわけですが、このことは昨年度も何とかこの積み残しに関しての対処はできないのかという話をしたと思うんですが、その部分の解消に関してはどのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 皇帝ハイツの中の積み残しというので、昨年正式な運行をしたときに多くの方が御利用いただいてということで、そのときは把握をしておまして、その折にはその対策として後ろからまたついていくという形のをちょっとやったことがございます。ただ、現時点ではちょっとそういう形の報告は全くなされてないというところがございまして、そういう形の認識をしておりませんでした。またそういうことがあれば、またどういう形でやっていかなきゃいけないかというのをあわせて考えていかなきゃいけないとは思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 積み残しの件は、実は運転手さんにどんなですかと言ったら、朝、どうしても積み残したことがあるよというのをこの間、この間というかここ1カ月以内に運転手さんに聞いたらそのようなことをおっしゃいましたので、まだあるんですねということ。

積み残しがあってもしょうがないとは思いますが、今日に5便だったかと思うんですけど、これを例えば午前中に集中して、今の運行形態にもよるんですけど、午前中に集中して出して午後を薄くするとか、昼を薄くするとか、そういう定時、定時で行くのはいいんですけど、定時の考え方。JRでもそうなんですけど、朝の通勤ラッシュのときは過密な形で、昼のすいているときには緩やかな形でということをやっているわけですが、そこらあたりを考えてもらうということにはできないんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長、

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 確かに利用の状況が大きい形になった場合にはまたそれで検討しなきゃいけないんですけど、現在の運行形態が大体午前9時から、夕方16時までを運行しております。なお、1便当たりの所要時間、1周回するという形で御承知のとおり3コースあるわけなんですけど、それぞれのコースが大体1便当たり50分から1時間以内の範囲内で回るということを想定しまして現在運行させているということでございます。これにつきましては、やはり乗られる方が高齢者の方も多いため、目的地というのをある程度明確にされて、それを利用していただくという形の中で考えていきますと、やはり1時間程度が1便当たりの運行時間にはいいんだろうと。

また、今のバス路線、通常の公共交通で行ってます、熊野町でいえば広電さんのバスコースなんか、朝の時間帯なんかは確かに運行の台数が大変多く運行されているという状況はございます。ただ、町のほうで現在やっておりますおでかけ号につきましては、タクシー業者さんのほうに、タクシーを利用した形での運行形態ということでしてしますので、その時間帯を集約させてという形で検討するというのは、大きなハードルを持っていると考えております。

それにつきましても、ただ実際に毎日毎日このバス停のほうは多いんだということであれば、それはまた検討させてもらわなきゃいけないという形だろうと思います。

以上でございます。

〇議長（馬上） 藤本議員。

〇7番（藤本） 便数もそういう形で考えられることもあるかと思えますし、先ほど町長がぱさっとおっしゃいましたデマンド方式は考えてないよということなんですが、このデマンドを新たに導入でなくても、例えば今の巡回バスに関して、このものをデマンド方式に考えられるようなことはできないかと。もちろん今の巡回コースはそのままだったとしても、そうしたことによって、例えば10人が待ってるというようなことがなくなる可能性もあるし、そこへ人を割くのはどうなのかというところなんですが、その部分は別に役場職員が対応しなくても委託している会社に頼む。そうすることによって、今のデマンドではないけど、巡回の中での予約という形のものができるんじゃないだろうかとかこのように思うわけですが。

〇議長（馬上） 内田総務部長。

〇総務部長（内田） デマンド交通と今やっていますおでかけ号の性格の違いというのがございまして、実はおでかけ号につきましては任意的な団体として生活福祉交通協議会というのを立ち上げて、その中には国の機関である運輸局、また県の管轄とか、そしてまた民間の事業者等に一緒に入っていて、学識経験者の大学の先生を中心に今やっているわけなんですけど、そういった中で、デマンドという形のもの比べてみたときに、デマンドの場合には基本的には点から点という形の運行形態になりますので、今やっておりますおでかけ号につきましては、無償で走っているということも含めて、ちゃんとバス停を設定をして、その中を周回して回るんだという形の中で、関係機関との協議を行いながらやっているというのがございまして、そうした形の観点の中で、その中に今のおでかけ号をデマンド方式の中に活用できないかというところについては、ちょっと一つの大きなハードルになろうと考えております。なかなか難しい形になろうと思います。

また、デマンドにつきましては、今そのもの自体がデマンドという形ではありませんが、障害者のための、また高齢者のためのという形の中で社協のほうでやっていただい

ております福祉交通という形のものもありますので、そういった形のもを活用してもらいながら、またそちらのほうで十分なところがなかった場合には、またいろんな形の中で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） これからあと8年、このものが続くように聞いているわけですが、10年は町長のほうから頑張っていきたいなというのを、確か前のどの分かわかりませんが、定例会で10年ほど続けてみたいというふうなことをおっしゃられたような気がするわけですが、10年先まで見越した考え方でいけば、今の巡回そのものを、場所が悪いとか、回る場所がいけないとかそうじゃなくて、今の10年というか、8年先までを考えたときに、利用者がふえるであろうと。そうした場合に、果たして、デマンドじゃないにしても、私はあした9時に乗りたいんだとか、私は12時に乗りたいんだとかいうことをお伝えいただくというシステムをとっておけば、町民の方がバス停に立ってあふれてから帰らにやいけんということはないかなと。今は1日5.何人ですから、1日の利用者人員が5.何人ですから、かなってるとは思いますけど、8年先、免許をたくさん返されたり、いろいろなことをなされた方々がふえてくる状況を考えてみたら、そういうシステムを考えてもいいのかなと思うわけですね。デマンドという言い方が悪いのかもわかりませんが。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 将来的な展望につきましては、今藤本議員さんのほうがおっしゃられたとおり、町長のほうから10年程度はもたせたい、継続してやりたいというのは、現在熊野町のほうで蓄えております地域福祉基金、こちらのほうの活用をしていってでも10年はやっていけるよという形の中で話したものだと思いますが、今後の展望といたしまして、やはり利用のほう伸びるといふことであれば、その状況の中で運行形態についてもやっぱり再度、検討していかなくちゃいけないという形だろうと思いますので、今の協議会のほうなんですけど、最低年1回は必ず会議を開いております。その

中で、今の状況とかいろんな形の観点、また今回も先ほど町長の答弁にもございましたが、アンケートをとってみたい、いろんな形の中で状況の変化に応じた形もあっていかなければいけないものだとは思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） そして、もう一つは前も申し上げたように、今のジャンボタクシーをもう少し福祉を含めた、福祉というか、乗りやすいものにかえたらどうかというお話をしたと思うんですが、その話はどうなりましたか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） タクシー会社のほうが所有しているタクシーを利用させてもらっての運行ということになっているわけなんですけど、前にも御質問いただきました。実はタクシー会社のほうともいろんな形で協議をさせてもらいながらの話なんですけど、やはりタクシー会社のほうとしてもタクシーの更新という時期がポイントになるだろうということで、近々タクシーの更新も検討しているよという話は聞いておるんですけど、ただ明確にいつの時点でというのはちょっとそこまでは詰めてないところがございます。

その中で新たな装置としてステップですね、今ごろステップのあるものもありますので、そういった形の中も検討はしていきたいということのお話はいただいております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 今のそのステップをつけることによって乗りやすくなる。よく貸し切りバスなんかでも乗務員さんが、お客さんがおりられる前に駆けずりおりに、こんな箱みたいなのを足元に置いておりやすくするとか、貸し切りバスの場合、今のジャンボと違って若干高いんで、ステップが、そういうふうなことをやっていると。そういうお年寄りのことを考えれば、そこらあたりが必要なわけで、だからステップが出るのは当然いい

ことではあります。

ここでちょっと考えてみたいのは、なぜこれを2社でやっていただく理由があるのかなというのは、今の2社に対して月曜から金曜までの運行を分けてやっていただいているわけですが、そうすることによってタクシー会社さんは年間半分、半分というか、いただくお金は半分で運行せにゃいかんと。そうすると乗務員さんももちろん半日で半分の働き方でいい。だけど物として、タクシーとしては半分でやるとやはり償却していくに当たってもいいものを持ってきにくくなる。例えば、これを1社にやってもらうという形を考えることはできないか。そうしたことによって内容もいいものにできるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 現在、町内には3社のタクシー事業者がございます。私どもが行っている協議会のほうには、当初3社入っていただくという形の考え方の中でやっておったんですけど、1社につきましては、採算性という形ではなく、自社のほうの職員の数とか、いろんな形に中も含んで、1社はされないということでございました。

ただ、今のタクシー事業者にお支払いをさせていただいてます委託料につきましては、実は正規に運輸局が定めている単価に基づいてお支払いをさせていただいております。そういった形の観点の中で1社だけを独占的という形の、これはちょっと選定が難しいというのもございまして、3社で協議をしていただきました。その中で、これは公共料金という形の設定をされているものなので、町としてもその中でどういう形でできるかなということで協議をさせていただいたところ、2社が一緒にやりましょうということでお話をいただいてやっていただいたという経緯がございます。

そういった形の中で、現在のところこの2社、将来的にもう1社の方も一緒に参画させてくれということになれば、またそれも協議になるんですけど、なかなか1社に限定してというのは、今のところできないものだろうと考えてます。2社の方がそういう形の要望も出されていらっしゃるということも含んで、難しいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 例えば1,000万円の予算があったとしましょう。2社で500万ずつで、収納人員5.2人ずつ頑張ってやってくださいねというやり方、これはいいでしょうよ、そりゃ確かにいろんな業者に公平にいきよ。ただし、さっき言ったように、ことし1,000万円もらえる、例えば1社で1,000万円もらえるのであれば、内容のいいバスを入れかえようじゃないかという考え方ができると思うんですよ。でも、例えば500万円だったら、まあええわ、今あるジャンボタクシーを利用すればいいじゃないかと、経費もかからんしという考え方になると思うんですよ。

さっきおっしゃったように、決まった金額の中で、国が決めた金額で動くわけですから、金額は別に競うことなしに、内容という形で。最近はやってますよね、プロポーザル方式という形で。どれだけのことをこの金額の中でうちはできると。もちろん1,000万円は1,000万円でいいわけですよ、例えばですね。その1,000万を900万にするからうちはええんだとか、そんなんじゃないかと、1,000万の中でそういうプロポーザルというか、提案をさせて、そこへやらせると。しかも、それも例えば2年とか3年とかの長期契約の中で、不履行なところがあればそりゃ切れればいいわけですけど、そういう考え方をすれば、もっともっと内容のいいものになると思うんですよ。何で2社に分けにゃいけないのか、3社に分けにゃいけないのか。やっぱりそこはこれだけ8年あと続くかもわからないものなわけですから、やはり内容のいいものにするためには競わせねばいけない。その競わす方法はそういう形であるんじゃないかと思うんですよ。そこはどうですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） さっきも申しました当初の段階では、町内のタクシー事業者の方とバス事業者も含んで、やり方について検討して現在の形になったわけなんですけど、今議員御指摘のように、プロポーザル的なものでよりよいサービス、単価は同じとしてもそういう形ができることができないだろうかということにつきましては、協議会の中でも、こういう形の意見もございましたという形の中で検討させていただきたいと思えます。

以上です。



ますので、言われることはもつともだと思えますけれども、現状を変えるというのはなかなか難しいかと思えます。

今、総務部長が答弁申し上げましたように、協議会のほうへは提案させていただいてから、そこでまたいろいろ検討していただきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） そうですね、熊野町に三つあるタクシー会社の圧迫をせんというのはわかりますけど、やはりそれはあくまで業者を守るための詭弁であって、お話であって、でも現実には町民を、2万何千人いる町民のためのものであるというところからいけば、さっき言ったように3社にプロポに参加してもらって、その3社の中でやっていけばいいじゃないですか。おっしゃることは十分わかりますよ。だけど3社を守るのか、2万四千何百人の人を守るのかという観点からいけば、どうなんですか。3社を守るために2万四千何百人の人は内容のいいバスに乗らなくてもいいんですか。そういう言い方になりますよね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） そういう言い方はおかしいと思うんですけどね。今私どもが答弁したのは、藤本議員からそういう提案がございますので、協議会のほうへ諮って、いろいろ御意見をいただくと。それでその協議会の中で物事を決定していただきたいということでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） そうですか。私の捉え方が違っておりましたか。でもとりあえず協議会のほうにはそういう形のものをお伝えいただいて、やはり今の時代ですから、安かろう、悪かろうというわけにいかんわけで、やっぱりどうせお金を使うのであれば、内容が濃

くなるお金の使い方を協議会の方にもお伝えいただいて、あと8年間続けられるように。また8年後までやってみて、本当に町民が熊野町はそういう福祉交通おでかけ号まで用意してくれて、住みやすいまちだよということを書いてもらえるような形のものをつくっていただきたいからこうやって申し上げているわけでありまして、本当におでかけ号、町長が提案されたというか、執行部は後回しになりながら町長が頑張ってもらえたということは本当によくわかってますし、皇帝ハイツでもそういう話はたまに聞くこともありました、最初のころは。そういう意味でいけば、より充実したものにして、さらに本当に熊野町に住んでよかったと思えるようなものにしていただきたいと、そんな形でお願いするというのはおかしいですけど、御検討いただいきたいと思います。

いや、結構でございます。最初にデマンドはもうええとおっしゃったんで。それでは言ってみてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 藤本議員、8年、8年と言われるんですが、ここで公の場で8年と言われたら8年で終わってしまうということをおられますので、これは最低でも8年。副町長が答弁したように10年でやめる気はありません。何とか財源を引っ張ってきて、続けていこうと思っております。

スタートの時点でいろんなところを調整を図りました。特に広電との関係。今のところ落ちついております。ただ、今の3コースに分ける方法を、またこの1年のうちに続けると、また広電バスのほうから乗車率が低下するかもしれないという指摘を受ける可能性もあります。やはり何と言っても、何回も申し上げますが、我が町の基本は路線バスでございます。広電バスが撤退すれば不動産価格が下がり、町の信用もかなり落ちます。何としてもこの共存・共栄を図っていくという観点から物を考えていきたいと思っております。

修正できるところは修正してまいります。以前申し上げました一、二年でコースを変える気はありませんが、例えばこの3コースを2コースに分けることができないか、より行動範囲が広がりますので、そこら辺も運行時間の延長とか、1コース当たりの時間が長くなるという問題もあります。そういったことをちょっとこれから検討しながら進めてまいりたいと思っております。

また、車のステップの問題もそうであります。各タクシー会社の改造時期、更新時期

が近づいてくれば、そのときになって考えていきたいという思いはありますが、それが余り長くなるようでしたら、独自の手法も、例えば町が補助するとかですね。なかなか個人の会社に対しての補助というのは難しいんですが、そういうことも検討してまいります。

それから、委託業者の問題は、先ほど副町長が述べたように、やはりタクシー業者の圧迫ということを考えていかなければならない。タクシーも準公共交通機関で、過疎地においては、過疎地ということは悪いんですが、中山間地域においてはタクシー業者そのものがなくなっています。そういった事態にならないように、熊野町もやはりタクシーというのは非常に大事な、個人経営ではありますが、準公共交通機関と私は捉えていますので、タクシー業者との調整、こういったことも図りながら着実に改善してまいりますので、以上で答弁を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 最初、デマンド交通は考えてないということでおっしゃられたんですけど、そのことは今おっしゃられた言葉が全てであろうと。デマンドまで考える必要もなしに、ちゃんとおでかけ号を充実させていくよという意味で考えてないとおっしゃったというふうに、今のお言葉で理解したように私は思います。

今、最後に町長がおっしゃっていただいたので、8年とは言わず、本当にずっと続けられるものなら続けていただいて、よりいいものにしていただくことをお願いします。

以上で終わります。ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で藤本議員の質問を終わります。

続いて、5番、荒瀧議員の発言を許します。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 5番、荒瀧でございます。

年も迫ってまいりまして、私どもの任期も迫ってきよるんですが、それはそれとしまして。今、衆議院議員の最中でございます。地方再生をどうするかという議論もどんどん出てきておろうかと思うんですが、皆さんも御実感だと思います。円安、物価高、消

費税、これで景気がまた中折れをいたしました。

熊野の経済的な動きを見ますと、大体300億ぐらいの規模です、所得が動いているのが。そのうちの3分の1が年金収入の時代になっております。ということは、年金収入の方というのは随分物価に敏感です。だから守りに入っていくと。こういう時期に、ちょうど熊野の固定資産税の加算という言い方はあれでございますが、30年、40年ほど前から準備されてたことが一気に入ってくるわけでございます。

町民の方に十分御理解をいただく意味で、今までの経緯。これは土地の面積の件で、議論としますともう一つは土地評価の評定の仕方。国税からも御指導があったようでございますが、これとが掛け算をして最終的に町民の方の固定資産税アップということになってまいります。時期的には最初に地籍の整理から始まっておりまして、大体平成15年ぐらい、10年前までには市街地は大方面積は確定しておるように考えます。その後、要は路線価が加算されてくるわけでございます。大体そういう7,000万程度上がってくるという報告を受けておるわけでございますが、町民の方にどれだけ周知徹底できているかと。町民の方に御理解いただける準備はできているかと。

急を要しております。もう12月でございますから、3月、確定申告の時期もでございます。熊野町の職員の方のチームワーク、これがどのあたりまで準備できているかをお聞きをして、議論を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 荒瀧議員の「固定資産税について」の御質問にお答えいたします。

本町の固定資産税につきましては、先月の議会全員協議会で御説明させていただきましたが、平成27年度当初課税分から、市街地宅地評価法、いわゆる路線価方式に基づく土地評価額の算定と、地籍調査結果を踏まえた面積による課税を実施いたします。これにより、従来より税額がふえる方、あるいは減る方が出てまいります。実態に即した、より公平な評価への移行でありますので、御理解をいただきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、それぞれの担当から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 荒瀧議員の「地籍調査の経緯」の御質問にお答えいたします。

本町では、土地情報の基礎となる公図の修正を行い、土地取引の円滑化及び課税の公平性などを目的に、昭和51年に新宮地区から地籍調査に着手し、現在38年が経過しています。調査地区につきましては、新宮地区以降、初神、城之堀、萩原、中溝、出来庭、平谷、川角の順に調査を進め、平成8年度からは呉地地区の調査に入っております。現在までの調査完了面積は28.37平方キロメートルとなっており、約9割が完了した状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 荒瀧議員の「固定資産税について」の詳細についてお答えいたします。

まず、地積増減に伴う税額確定時期の判断についてですが、土地に対する固定資産税の課税については、法務局の登記簿に登記してある実測面積で課税することが原則でございます。地籍調査は、町内を複数の区域に分けて行い、終了した地区から順次、法務局に結果を送付し、法務局の台帳が修正されてまいりました。

本来であれば、修正された翌年から修正後の面積で課税するのですが、当初10年程度で町内全域が終了するとの見通しから、早く終了した地区と遅く終了した地区との反映時期の差による不均衡が生じるため、町内全域が完了するまでは地籍調査によって面積が増加した土地については、地籍調査前の面積で課税することとしてまいりました。

現在、地籍調査は呉地の山林、熊野団地を除いて完了しております。また、今後、呉地の山林も完了予定で、熊野団地内は造成時の測量図が法務局に備えつけられております。

課税の面で見ますと、呉地の山林の増額見込みが少ないこと、熊野団地内は面積の変動が微小で税額に影響を与えることが少ないことなどから、反映による税額の著しい不均衡は発生しないと思われること。また、市街地宅地評価法、いわゆる路線価方式を導入するに当たって、適正な土地の評価額は実際の面積で計算するのが妥当であると考え

られることから、路線価方式の導入と同時に地籍調査結果の完全な反映を行うものと判断したものでございます。

次に、地主への周知状況（増減額について）ということでございますが、平成26年度の課税資料をもとにした試算では、路線価方式導入による課税の影響額は約1,200万円の減となりました。地籍調査結果の反映による影響額は、課税額は約7,600万円の増となりました。両方を合わせた最終増減としましては、約6,400万円の増額となると見込んでおります。

このことの周知につきましては、直接、土地所有者の方々にお知らせしたわけではございませんが、本年5月から複数回、町広報で路線価方式での課税を含め固定資産税制度の概要を説明してまいりました。また、地籍調査の結果の反映につきましては、7月号で納税通知書に記載のある課税面積より実測面積が多い土地については、税額が上昇する旨の説明をさせていただきましたが、町民の皆様からのお問い合わせも少なく、今後も町広報での概要説明は続ける予定ではありますが、さらにどのような周知方法がとれるか検討をしている段階でございます。

次に、路線価導入の根拠（公示、基準、路線、一物三価）といったものでございますが、土地の課税については地方税法第403条第1項に「市町村長は、道府県知事または総務大臣が固定資産を評価する場合を除くほか、固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない。」とされております。このため、総務大臣が告示した固定資産評価基準を用いて土地の価格を決定することとなりますが、その評価基準では、宅地の評価について、「各筆の宅地の評点数は、市町村の宅地の状況に応じ、主として市街地的形態を形成する地域における宅地については「市街地宅地評価法」によって、主として市街地形態を形成するに至らない地域においては「その他の宅地評価法」によって付設するものとする。ただし、市町村の宅地の状況に応じ必要があるときは、主として市街地的形態を形成するに至らない地域における宅地についても、「市街地宅地評価法」によって各筆の宅地の評点数を敷設することができるものとする。」とされております。

本町では、「その他の宅地評価法」、通称其他方式を従来から採用してまいりましたが、其他方式は、一定の区域内の土地の平方メートル単価が同一として大ざっぱに計算するため、幹線道路沿いを中心に市街地的形態の形成が進んできた近年では、1筆ごとの土地の状況に差があることから実際の土地価格との乖離が見られるようになって

きました。こうしたことから、評価基準で示されているとおり、その他方式より緻密な計算方法である路線価方式に変更し、それぞれの土地の妥当な評価額による適正な課税を目指して、平成19年に着手したものでございます。

次に、住民への功罪との御質問ですが、宅地の評価における路線価方式導入では、1筆ごとの緻密な評価額の算定をすることで、実際の土地の状況に応じた課税額となり、主要路線から離れた土地、道路に接していない土地などの所有者ほど減額となるケースが多いと考えます。一方で、主要路線に接している土地につきましては増額となるようなケースが発生します。地籍調査結果の完全反映については、所有する土地の面積に応じた公平な負担をすることとなり、税の公平性が確保できると考えています。

片や、今回、地籍調査結果の完全な反映をすることにより、約半数の方の税負担がふえることになり、増税額によっては納付に支障が出る方がおられるのではないかと考えられます。

次に、1年間かけ住民説明後に住民同意を受け、議会の同意承認後実施してはどうかという御提案でございますが、課税が不公平な状況になっており、今回地籍調査結果の完全な反映を行えば解消が図れることや、地域によって差はありますが地籍調査完了の翌年から本年まで猶予期間を設けていたこと、県内の他の市町においても地籍調査が終了した地区から直ちに反映させ、激変緩和措置を設けていないことから、来年度から反映させることはやむを得ないと考えております。

なお、増額により納税が困難になったとお困りの方には、分納に応じていきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 約40年の歳月をかけて測量、まず測量のほうからまいります。地籍調査。

私も立ち会っておったり、山の中に入ったり、担当の部署の方は大変御苦労であつたらうと思います。この測量もGPSといたしまして、背中において山に上がられることによって、空を、衛星がこの間も上がりましたが、全部日本中測量ができるようになったわけですね。この間断層でひっくり返ったフォッサマグナのところは短くなったのか、

広くなったのかわかりませんが、また測量をし直されにゃいけん時期、日本全国出てるかもわかりません。ただ、熊野の場合はそういう天災地震はないものですから、ほぼ安定した測量になっておろうかと思うんです。

私はちょっとこの経緯を見る中で、今の町長になられてもう7年になるんですが、この時点でもう市街地のほぼ面積、多分95%か98%ぐらいの評価、面積の確定ですね。これは決まっておろうかと思うんです。山のほうは少々動いても単価が安いですから。公平感というのはどう見るか。今言われるのは、同時にみんなに課税をすると公平のように見えますけれども、今まで面積、広いんだけど小さく登記してある方は、善意なのか悪意なのかよくわかりませんけれども、広い面積を安く固定資産税を払って維持されてきたわけです。随分メリットを受けていらっしゃるんです。

幸い今回の場合は広い方が狭くなったというのではないようでございます。本当かどうかはわかりませんが。でもないという報告でございます。ということは、ずっとメリットを受けてこられてるわけですね。広いにもかかわらず少ない固定資産税を払ってこられてる。幸い、返す方よりもいただく方のほうが多いようでございます、広がる方のほうが多いんですから。こういう場合、やはりもらってない、訴追できる、払ってらっしゃらんもの、何年前まで払ってくださいと言えるんですか、これは。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 今払っていらっしゃらない方という御質問なんですけれども、払っていらっしゃらないという形ではなくて、現在まで面積に応じた地籍調査後の反映はこのたびするということになりますので、課税をまだしてないという形になりますので、訴追という形のものはないと考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） じゃあ、わかりやすく申しませう。お金を払い過ぎている方に返しますよね、税金を。これは何年前まで返されますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。



〇議長（馬上） 荒瀧議員。

〇5番（荒瀧） ちょっと聞き方が悪かったと思うんですが、町税、固定資産税と町民税をあわせた税収予定ですね。多分年金生活者がふえていらっしゃると思います。法人町民税も減りますね。減るんじゃないですか。

〇議長（馬上） 貞永税務課長。

〇税務課長（貞永） 詳細な資料は今持っておりませんが、町県民税、法人町民税、軽自動車税、固定資産税、町たばこ税という全体をあわせたところで、今の見込みとしては増額が1,000万円ぐらいにしかならないというふうに見込んでおります。  
以上です。

〇議長（馬上） 荒瀧議員。

〇5番（荒瀧） だから、今回固定資産税、路線価方式を入れて上がるお金と減るお金をあわせて1,000万円ぐらい何とか、調定せにゃいけませんけれども、上がりそうだと、イーブンだと、何とか来年の予算が組めるかなという状態でございます。

済んだことを私も言うたっしょうがないんですが、7年前、町長になられた段階で、これを課税しようとする8,200万円ですから、約5億円余りはもう収入が得られてるわけです。前の路線価じゃなくて、前の固定資産税評価の上で面積が確定したのを掛けて課税すれば、5億円余りで、今までの御答弁もお金がないないいうて、何ができない、これができないと、各課は一生懸命知恵を絞っている状態です。でも、私ども町民、足元の税金がこれだけざるのごとく逃げてたと。これに対してどう御感想を持たれますか。

〇議長（馬上） 三村町長。

〇町長（三村） 町長になってから正確には6年でございますので、7年ではございませ

ん。

先ほど答弁で申しましたように、昭和51年から着手している。38年間あなたの言う理論ならば非課税になっている。いいですか。ということは、新宮地区、初神、城之堀、萩原、中溝、この順番でやってきてます。私が38年間で町長をやっていたのは6年間です。32年間非課税なんです。歴代の町長の責任が問えますか、という理論になりますので、やはりこれは実測したところから順に本当はやっていくべきだったんですが、当時、町民の理解が得られなかったんだらうと思います。38年前は私は知りません。そのために地籍調査が終わった段階で、皆さん、用意ドンで課税しましょうと。まずこれはある程度、よその町からすれば甘いかもしれませんが、それはそれでやはり議会と町長、あるいは住民との合意ではなかったかと考えております。だから、地籍調査が終わった段階で一斉に課税すると、正しい姿に戻すというのは私は悪くはないと考えております。よって、来年実施します。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） だから失礼しました、6年のようでございますので、6年間のなられた段階での御判断というのがあるはずですね。歴代の町長の判断というのがあるんです。原則的には面積が確定すれば縦覧、町民皆様、納税義務者の方に皆さん見ていただくというフェアな場を設けるわけですね。

でも、今回、路線価がどういう状態なのかというフェアな縦覧というのは待たずして、掛け算をした額で請求書が先に来るんです、住民に。住民は毎日毎日あくせく働いて、毎月毎月何とかキャッシュフローしながら、お金をやりくりして住んでいるわけですね。それが減る方はいいでしょう、何とか乗り越えられる。ふえる方は大変ですよ。1円でもショートしたら企業は倒産ですよ。へそくりがある御家庭やら、タンス預金もあるのかもわかりませんが、そういう非常に危機感のある住民の視点。

住民は、さっきちょっと触れられました、バス路線の件。固定資産税は安い方がいいんです、住民は。ただ、行政はある程度基礎収入源としてないと運営しにくいですね。これは相反するものです。でも今からこの高齢化社会で年金生活者がどんどんふえてきます。もう10年したら多分半分は年金生活です。こんな中で、いかに税金を安くするか、固定資産税を安くするか。バスが通らなくなると固定資産税が安くなると。逆にい

や、話は悪いですが、今のいう町営の交通も考えるべき時期になるかもわかりません。

議論を返しますが、さっきの町長になられて6年、歴代の町長が判断されたことを受け継いで、町長は判断されたと。だから5億円余り税収が延びたと、後になったと。こういう考え方でよろしいですか。

~~~~~〇~~~~~

〇議長（馬上） 町長。

~~~~~〇~~~~~

〇町長（三村） まず、固定資産が安けりゃいいという考え方なんです、それは一面の考え方でありまして、固定資産の評価が下がるということは、例えば土地を担保にして銀行からお金を借りてる方がおられるんです。そうでしょう。担保をといたら土地資産。それが例えばバス路線が廃止されることによってその価値が3分の2、そこまではないかもしれませんが、下がるということはそういった問題も生じてくるんです、追い担保の問題とか細かく見れば。だから、一概に固定資産税が下がるから固定資産の評価が低いほうがいいという理論は、私はおかしいと考えております。

それから、町長になってから、私はやりたくないんです、本当は。こんなことを言っちゃいけないんですが。個人的にはですよ。（発言する声あり）

そりゃそうです、うちらでも払うんです。やりたくないんですが、ただ、どう考えても路線価方式を導入してない広島県内の23市町の市町、うちを入れて三つか四つですよ。ほとんど熊野町は中山間地域には入れてくれんですよ、県は。それは市街化を形成してるという理由から、明らかに県の北部、こういった中山間地域とは違うという考え方を持っています。そういう地域で、安芸区の中で、都市計画税は早いにしても、せめて土地の評価はもう路線価方式にしないといけないというのは、これは御理解いただきたいと思うんです。

それから、地籍の広さに応じること、先ほど申し上げましたように38年間待ったと。もうこれはやらなくちゃしょうがないんです。私が3年前にやろうとしたんですが、これは路線価のいろんな調査が間に合わなかったんでできなかっただけで、もう3年間待ちました。なったときから、もうこれは町長やってもらわんと困るということは受け継いでおりますので、私が引き継いだわけでございますが、もう3年前に地籍調査は先が見えてまいりましたけれども、その時点で考えたんですが、地籍が完全に終わってないということ、それから路線価方式のいろんな、初めてやりますから評価方法が難しいと

いうそういう問題がありました。よって、3年待つてようやくことし、来年の4月から実施したいということでございます。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○5番（荒瀧） ちょっと路線価の話に元へ戻りましょう。土地の値段というのは一物三価いう時期もありました、一物四価という。国が出します税の公示地価、路線価も国ですね。県が出します基準地価、町が出します不動産鑑定評価ですね。もう一つは売買価格というのがあるんですね。

バブルのときです。平成6年、バブルが崩壊しつつあった時期ですね。国税のほうから熊野にも路線価を入れてくださいと。どうも路線価というのはそれぞれ扱い方があるようございまして、国税のほうはこの値段なら取引ができるであろうというような値段を表示されてらっしゃるようございまして。次が、7掛けが熊野の評価にすると。これはその土地、土地の地目であり、利用形態、高低差で、土地の形、利用の仕方です。どんどん変わってくるわけですが、この批准という、これは総務省が出してらっしゃることです。これは私どもが手が出せるところではないんですが、自治権、熊野町の自治権として手が出せる範囲。これは今の固定資産税評価の責任者、徴収責任者である町長の責任で徴収されるわけです。

3年前に判断されようとしたときに、路線価を入れるからというのは言いわけにならないと思います。全段階の評価の額は出しておるわけですから、それに基づいて掛け算をして徴収できる。路線価ができた段階でもう一度その基準価格を変えて、再徴収できる。これは可能だろうと思うんですが、いかがですか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~〇~~~~~

○税務課長（貞永） 議員御指摘の過去にさかのぼって徴収できるのではないかと。ことなんですけれども、基本的に、5年前でもそうですけれども、ことしまではその他方式で評価して、課税をしていると。来年度から路線価方式、宅地については路線価方式で課税するというので、今年までの課税が間違っているというわけではございません。

ですので、過去にさかのぼって徴収するということは不可能です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 今までその他方式であったというのも存じ上げております。路線価方式とその他方式を混在した地域もあるというのを知っております。ただ、熊野は路線価を全て導入すると。どっちかといいますと東方面では閑散とした街路を形成してない土地も街路を形成しているとみなして導入されるというのは決められたと。

今申しましたのは、その他方式の段階も不動産評価をしてたわけですね。それを路線価に変えることによって1,200万円下がるわけですね。下がるわけですね。そうじゃないですか。横へ振る人と縦へ振る人がおりますが。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） その他方式から路線価方式によって、その影響額としては1,200万円下がるということでございます。これは基本的に各土地を精密に評価し直したからというところもあるんですが、基本的には大きな要因としては地価が下がっているからというほうが大きいと思いますので、路線価に変えたからといって26年度の価格を、路線価に同じ条件でやったとしてもそんなに大きな差はないというふうに考えております。あくまでも地価が26年から27年に大きく下がったと、その影響を受けて1,200万円ほど下がったというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 本当は熊野というところはバブルも来た来た言いながら、矢野の峠のほうでとまりましたし、私が一番記憶しているのは、広銀が移転されるときに坪100万円であそこを買われたげなど。前ありましたよね、こういう道を入れて、その下のくぼいところへ広銀がおられて、あそこに大きいトンネルに向けての道ができるときに立ち

退きになられて、今の場所にかえられたと。

熊野の土地価格を見るときに、大体戸建て住宅の値段を見たら大体予測できるんですね。熊野の場合、最大マックスはやっぱり四千二、三百万までです。50坪ぐらい基準で、30坪の戸建て、分譲住宅を見ますとね。今が2,500万いくかどうかでしょう。2,000万円ぐらい下がっていると思いますね。

さっき土地担保に融資を受けるという時代はちょっと終わっておりまして、銀行も余り土地は信用しない。ただ、有効価値のある土地は違うんですね。コンビニであったり、スーパーであったり、スーパーも激戦ですからね。もう利益の争いですよ、町内を見よったらわかりますでしょうけど。だから米経済からマネー経済に変わってきたわけです。

同じ路線の中でもどういう使い方をするかによって、土地の収益率が変わるんです。こういう知恵を今からみんな勉強していかないとやいけん時代です。というのは、相続のときに困るんです。市街化の中の農地というのは、目玉が飛び出るぐらい評価が来ます。10年営農するということで何とか帳じりを合わせる方法もありますけど、払えない場合は。現金を用意するのは大変なことなんです。そうしたときに、じゃあどうするか。今度はそれを売って戸建て住宅にするか、土地がまとまれば何か有効な、病院もほぼ満杯状態です。なかなか何の業種もこれだというのがないので非常に地方は悩んでいるわけですが、そういう状態の中で町民に負担がかかってくるわけですから、この税金が。

うちの土地、その方のかわりに評価するんじゃないか、私待つわいうて、国税は取ってくれませんが、町は取ってくださいますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 待つわというのは物納という意味でしょうか。済みません、国税は確かに物納というのが相続税のときには認められているんですけども、地方税法では物納というのは認められておりませんので、現金で納められるしかないと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 大体下調べでいいますと、路線価でマックスの方が35%ぐらい税金が

上がるようです。面積でふえる方が大体25%ですね、最大限の方が。集合的に・・・。  
路線価が上がり、面積も上がった方というのは相当な額が上がる可能性がありますね。  
これを十分告知いただいて、町民の方に税金を払ってもらわなきゃ、私らは成り立って  
いかんですよね、熊野町という自治体は。ということは、町民の御協力をどうやって得  
るか。この努力をもう一度ちょっと町長さん、御発言いただければと思うんですがね。

町民の、増税を受けられる方が快く税金が払える対応はどうしたらいいだろうかと、  
思索はございませんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） そのように心がけたいと思います。その1点しかないと思います。私も  
増額になりますので、頑張りたいと思います。町民の皆さんにも御理解いただいて、や  
はり課税の公平性ということを最重点に、これからも課税というものはやっていきたい  
と思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 公平性、公平性と言われますが、私の思う公平性というのは、土地の広  
い方で税金を払ってらん方は今まで、100年なんかようわかりません、明治の時代か  
らかようわかりませんが、それだけ安く済んでるんです、固定資産税が。だから、そう  
いう方々とそれが一斉に始まるというのが公平なのかどうかということ。

もう一つは、やはり町民の方、現金が大変なんです。年金生活がもう3分の1を超え  
てる。副収入で、副業が、筆が、内職があつて副収入があるという状態も見込めない。  
そんな中でどうやって現金、キャッシュフローを税金のほうへ振り向けていただけるか。  
十分にチーム役場で、税務課の御出身の方も何人かおられるでしょうから、チームに分  
かれて、かなりの数ですよ、5,000人ぐらいの数が出てまいりますからね。対応  
でも大変なことになるかと思っておりますので、そこらは十分予測をつけて御対応いただきた  
いと思います。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で荒瀧議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

開会は3時から始めます。

（休憩 14時38分）

（再開 15時00分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、6番、大瀬戸議員の発言を許します。

大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） 6番、大瀬戸でございます。

2点の質問をしたいと思います。

まず、ごみの不法投棄について質問いたします。

一口に不法投棄といっても、大型ごみや産業廃棄物を山中に捨てる場合や、道路端に缶やペットボトル、たばこの吸い殻などのポイ捨てなど、多種多様の形態があるようです。町内全域のごみ収集場所にも地域以外からお構いなしに不法投棄をする事例も多くなっているようです。ほとんどの町民は決められたルールを理解し、指定された日に指定されたごみを分別してそれぞれの収集場所に出すことをしっかり守っています。しかし、法とマナーを守れない人がどこからかやってきて、分別していないごみを曜日にかかわらず置き去るという許しがたい行為がしばしば発生し、周辺住民に大きな負担をかけている事実があります。周辺住民はやむなくそのごみをみずから分別し、指定日に出し直すといったような対応をするしかなく、正直者がばかを見る状態になっております。

この現状を踏まえ、ごみの不法投棄撲滅のための手段をどうとっているのか。また、不法投棄されたごみはどのように処分しているかお聞きします。

次に、公共交通に関して質問します。以前も一度この件に関して質問したところですが、重要なことですのでさらに議論を深めてまいりたいと思います。

我が町にとって公共交通とは広電バスとおでかけ号ですが、町外とつながるのは広電バスこれ一つです。それゆえ今まで広電に依存し、共存を前提に公共交通対策を続けてきた経緯があります。それは理解しながら、しかし現状のバスの利便性は町民にとって

満足できるものではないということも一方で現実です。

人口減少の危機感がようやく漂い始め、我が町も今後急激な少子化が予想される中、若い世代の定住施策が喫緊の課題であることは、町行政も、議会も、町民も承知しているところです。熊野町が選択される大きな要素として、町外への移動の利便性は欠かせません。それゆえ公共交通と道路整備の2本の柱は不可欠です。

今後、医療、教育、文化、スポーツ、商業、流通など、町民の根幹をなすものは広域の考え方が必要となります。周辺の地域である海田、坂、府中や広島市内、呉、東広島などには医療施設、商業施設、高等学校や専門学校、大学、研究施設、文化スポーツ施設などが既に存在しており、それらはどれも熊野町民と共有できる貴重な公共施設であり、資源でもあります。それらを生かすも殺すも公共交通だということを私たちは再認識しなければなりません。

そこで、町内の公共交通の現状をどのように認識しているか。また、町を取り巻く課題との関係も踏まえて、今後どのように発展させていくことを考えているのかお尋ねします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 大瀬戸議員の二つの御質問のうち、1番目の「ごみの不法投棄撲滅対策について」の御質問は民生部長から、2番目の「公共交通の現状への危機感について」の御質問は私からお答えいたします。

バス路線の廃止に伴い、全国的に交通不便地域が拡大しており、本町においても、路線廃止等に関する規制緩和を契機に、廃止の申し出が相次ぎなされたところであり、利用者の減少に伴う不採算路線の効率化によって自家用車の普及に拍車がかかり、さらに公共交通の衰退を招くといった負の連鎖をもたらしております。本町におけるバス便の総数も近年減少しておりますが、矢野駅方面への便数は大幅に増強されるなど、利用実態に即し、適宜、ダイヤの見直しが行われているところであり、

御指摘にもありますが、バス交通は本町における唯一の公共交通機関でありますし、高齢化の進展とともに公共交通の必要度が増してまいりますので、現状路線の維持を町政の重要課題として、引き続き取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、総務部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 大瀬戸議員の「公共交通の現状への危機感について」の詳細についてお答えします。

近年、全国各地でバス路線の廃止が進み、交通不便地域が拡大しております。平成14年にバス事業への新規参入や路線廃止に係る規制が緩和され、路線廃止は、従来の許可制を6カ月前までの届け出制とされたところです。本町においても、これを契機に採算のとれない4路線について、廃止の届け出や申し出がなされました。自家用車の普及や少子高齢化に伴う通勤通学者の減少により、現在、全国のバス事業者の7割以上が赤字の収支となっており、バス事業は厳しい経営環境に置かれております。

こうした環境の変化を受け、本町においてもバス便数の減少を招いているものの、広島方面へは平日100便以上を維持しております。市中心部への乗り入れ便は減便となっておりますが、利用者の多い矢野駅方面は増強されております。来春に予定される新白島駅の完成により、アストラム・ラインとの乗り継ぎで広島市中心部への利便性が高まることから、矢野駅方面へは、今後も一定の需要が見込まれるものと考えております。

また、阿戸線については、広島市との連携による路線維持のための合理化策として、平成19年度から従来の14便を12便に減便したところであり、その後、皇帝ハイツ線ほか2路線の廃止もございました。

申すまでもなく、バス交通は本町における唯一の公共交通機関であり、通勤や通学、通院や買い物などの日々の生活を営む上で重要な資源でございますし、町勢の発展に不可欠な機能でもございます。加えて、今後、自動車を運転することができない高齢者の増加が見込まれ、公共交通の重要性は確実に高まるものと考えますので、現在の路線を今後とも維持することは、極めて重要な行政課題であると認識をしております。

このため、これまでも阿戸線を維持する取り組みのほか、熊野営業所の改築やパスピーの導入支援などのほか、乗り継ぎ駐車場の存続などを図ってきたところですが、今後も、バスの実際の運行情報が携帯端末で検索できるシステムの導入支援、バス停の拡幅や屋根の設置など、利用環境の整備等について、関係自治体やバス事業者と連携して推

進するとともに、阿戸線の利用促進のための広報・啓発活動も、引き続き展開してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 大瀬戸議員の「ごみの不法投棄撲滅対策について」の御質問にお答えします。

本町ではごみステーションは地域住民による当番等で清掃管理していただいておりますが、一部のごみステーションで分別が不十分であったり、収集日でない日に出される等の状況が繰り返され、苦情や相談を受け付けております。ごみステーションへの不法投棄防止策として、毎年発行している「ごみの正しい出し方」やホームページへの掲載、ごみ出しのルールを町広報へ掲載するなど広報に努めています。また、不適正なごみについてはごみ分別イエローシールを取り残す際に張りつけ、ごみステーションにルールマナーの看板を取りつけるなど、地域住民と調整しながら適正にごみが出されるよう意識啓発に努めているところでございます。

また、分別が不十分な取り残しごみについては、2カ月に1回収を行っており、年末には、ごみステーションの取り残しごみを全て回収する予定にしています。

次に、不法投棄等の防止策としては、早朝、夜間に林道や農道等周辺部の特別警戒を月2回、またごみステーションの巡回を、平日は午前中と水曜日の午後に実施しております。また、クリーン作戦として、自治会単位で林道周辺の不法投棄ごみの回収をされているところもあり、その場所については不法投棄が減るなどの一定の効果が出ており、今後も一層の地域との連携、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） ありがとうございます。

まず、ごみに関してであります。今の答弁にございましたのは、いわゆる町内の地域の方々が忘れてたり、あるいは間違えたりして、結果的に不法投棄になってしまうとい

う場合を想定されているような答弁だったと思うんですが、聞いてみたいのは、要するにその周辺の方ではない、どこか遠くから、あるいは町内か、あるいは町外かもしれませんが、全然関係のないその地域の人ではない人が捨てやすいからといって捨てると。当然、分別してきれいにしている分はまだしも、そうでない場合が多くて、それでその処理に周辺の皆さんが困っていると。ちゃんと出している人たちが実際困っているということをよく聞くんですね。そういったときを想定して、その抑止力、捨てさせないという方法と、もう一つは捨てたらどうするか。捨てたものはどう処分するかというところが聞きたかったわけです。それをもう一度お願いできますか。

〇議長（馬上） 中井生活環境課長。

〇生活環境課長（中井） 抑止力のことにしましては、廃棄物の投棄は廃棄物及び清掃

に関する法律により禁止されております。これに違反し不法投棄を行った者は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金または併科に処されます。また、不法投棄をした者が法人の場合は、3億円以下の罰金に処されることになっています。

ステーションへの不法投棄とか取り残しの主な原因につきましては、ステーションは本来、通常一般家庭で排出されるものをごみステーションに集めてもらうようになっておりますが、まず主な原因は可燃ごみ等で透明、半透明な袋を使用していない場合、曜日や分別が誤っている場合、当日の収集後にごみが出された場合、そして次からが地区が隣接しているごみステーションで大型ごみが違う地区の収集日に出す場合、これが結構あるんですけど、呉地と川角と出来庭の境にステーションがあるところへ、そのステーションにその地区ごとのステーション、そこが本来出来庭ですけど、呉地のときにも、川角のときにもそこらの人が持ってくる。それが萩原、城之堀、中溝の境とか、初神、城之堀の地区でもここ最近すごく現場を見て回って、出てくるケース。そして、隣接しているところと、また例えば生活環境課へ城之堀地区と、あとどこらですかと、よく見てみたら翌日が城之堀の収集日であったりとか、そういうケースもあります。

それと町で収集しないごみ、テレビ等の家電とか、パソコンとか、消火器、カー用品が出された場合、これは毎週パトロールで回収している分でも町で処分できないものについてはそのまま残しているケースもあるんですが、それとまた、今おっしゃられました地区外からの通りすがりで、道路沿いのとめやすいところ、こういうところに不法投

棄のような形で指定日以外に出されているケースが主なものと把握しております。

町でも広報、先ほどの説明にもありましたように、適正な分別について継続するとともに、早朝、夜間を含めた巡回パトロールを実施し、イエローシールもですが、持ち帰るようにした後、また熊野交番に対しても不法投棄に対する巡回パトロールを要請して、町の巡回安全指導員と連携して、地区ごとのごみ収集日に、日中に限らず、早朝、夜間にもミニパト、警らバイク等により毎日実施をしていただいております。

それで、処分ですけど、通常2カ月に1回という分は同一地区が2カ月に1回なんですけど、ステーションでパトロールの方に分別していただいて、それは収集して帰ると。年末には業者に委託しまして、全部のステーションを1回はくまなく取っていただいて、それが処理できないものにつきましては、処理業者に委託してやっている状態です。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） わかりました。要は、ごみに関してはなかなか難しい、役場としては難しい立場だとは思いますが、言いたいのは、ちゃんとして真面目にごみを出している人たちが困っているときに、行政が手を差し伸べてほしいなということが言いたいんです。ですから、もしそういうことがありましたら、すぐに駆けつけていただいて、一緒に相談して、どういうふうに解決しましょうかというようなことでやってほしいと、こういうことなんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 確かにそういう相談を多数受け付けております。まず考えられるのは場所の移動であったり、かぎをつけるとか、いろんなことも考えられるんですが、地元の方とまずは相談しながらやっているという実情です。

今取り残しのものについて全て持って帰ると、どういように出しても持って帰ってくれるわというふうなことになってもいけないので、置いている状況もありますが、余り衛生的にもひどいところがあれば、また職員のほうでも回収もしておりますし、御連絡をいただければというふうを考えております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（大瀬戸） それともう1点。今不法投棄、ごみステーションに対する不法投棄を取り締まる法律的なバックアップというのが、先ほどちょっと話がありましたけれども、実はないんだと思うんですよ。ですから、場合によっては法的な根拠、いわゆる具体的にいえば条例ですが、そういったものを定めて、それを定めたよというアピールをすることで、若干の抑止力になりはしないかというふうに考えております。これはまだ研究の余地があるかと思しますので、一応ちょっとこれから調べていってほしいなと思えます。ごみの件はそれでくれぐれもよろしく願いいたします。

それともう1点、ごみに関してですが、近辺の道路周辺のポイ捨てごみですが、これはもう明らかにマナーが悪いとしか言いようがないんですが、一つには道路周辺の整備を小まめにしてもらって、いつもきれいな道路をキープしてもらうことで、なかなか捨てにくくなるということもあるんだらうと思しますので、そのあたりの道路のメンテナンスというのは、県道、町道限らずお願いしておきたいと思えます。答弁は結構です。

続きまして、公共交通の件です。

いわゆる広電バスの重要性というのは、皆さん当然思われていることだと思んですが、実際問題、矢野駅までのバス便は充実しているというお話でした。確かにそうなんです。私もめったに乗らないんですけれども、時々乗ってびっくりすることは、営業所から矢野駅までは6時台が7本、7時台が11本もありますね。8時台が5本ですけれども。確かにあります。ところが、あくまでもこれは営業所から矢野駅であります。例えば、役場前から一気に矢野駅に行きたくても、どうしても1回営業所でおりになければならないというのが今の現状なんです。昔は向洋経由広島駅からバスセンター行きというのが、今でもあるんですが、これは今ないんです、あのラッシュアワーにね。これは知らなかったんですけれども、向洋経由のバス便は始発が9時25分ですね、役場が。これより前はないんです。だから、直通で矢野駅、それから海田駅、向洋駅、直通で行きたくても今はない。必ず営業所でおりにて、営業所から矢野駅行きへ乗って、それで矢野駅からJRを利用してくださいと、こういうことのようにです。

営業所で乗りかえると160円余計にかかります。時間もかかります。そういう手間はしてくださいよということだと思んですが、こういったような実態を広電は、例え

ば広電という私の会社ではありますけれども、あくまでもこれは公共交通であるという  
ことで、全くの民間ではないと私は思っておるんですが、広電との定期的な話し合い、  
ダイヤを決めたり、利便性に関する会議とか、そういったものはどのような形でなされ  
ていて、どのぐらい頻繁にされているのかちょっと聞きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 宗條企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 広電とのダイヤ等の協議ということでございますが、まず少な  
くとも年に1回は、これは阿戸線に関することでもありますけれども、東部公共交通活性  
化協議会というものを設けておりますので、その場で阿戸線の現状であるとか、利用促  
進に向けた取り組み等について、地域住民の方も含めて協議を行っております。これは  
定期的に行っておりますが、そのほか、私どもも事あるごとに広電の白島の本社のほう  
へ出向いて行って、いろんな要望を行ったり、依頼ごとを随時行っているということ  
ありまして、広電と事務担当とは意思の疎通は一定のものが図られているものというふ  
うに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） 阿戸線に関しては定期的に話をしているということでしょうけれども、  
阿戸線というよりも、いわゆる熊野の中心部といいたいまいしょうか、今ある線でいえば萩原  
行きですよ。萩原行きというか、営業所って地図を思い浮かべてもらったらわかるん  
ですが、営業所というのは熊野のほぼ南西の端にあります。ほぼ熊野の入り口ですね。だ  
から入り口までは頻繁にバスが確かに矢野駅からあるんですが、問題は営業所から町内  
全域に関する公共交通がまるで不便だということになっておるんです。こういったこと  
を要望としてなり、あるいは協議とか、広電側と何らかされているということはないで  
すか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 宗條企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 先ほども申しましたように、東部公共交通活性化協議会の中でも確かに同じような御意見等たくさんいただきます。路線につきましても、営業所でとまるのではなくて、せめて矢野駅まで延ばしてもらえないかといったような、これは協議会以外から、一般の住民の方からもそういった御意見をいただく場合がございます。

現在、議員御指摘のように市街地まで向かう幹線と、その結節点から支線である阿戸線等に分けて運行するという、ゾーンバスと呼ばれているようなんですけれども、こういったシステムを取り入れをされております。これは一般論でございますが、バス路線につきましても、運行距離であるとか、乗車時間が長くなると快適性が失われるとか、時として大幅な乱れが生じるというようなことがございまして、利便性も低下すると。そういったことから運行の定時制を確保したり、または車両を効率的な運用をする。例えば矢野駅に関して言いますと、朝の時間帯には、行きは乗車をして帰りは回送でいち早くとって返して、また矢野駅のほうにバス便を増強すると、こういったような対応をなされております。こうしたことから、営業所から矢野駅間、あるいは阿戸線は営業所どまりといったような運行の形態となっております。広電さんにつきましても熊野線全体の存続のために合理的な経営に努めていただいているものとそのように理解をしているところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） 今、お話があったように、町民のほうからどうにかならんかという声がたくさん来ていると思うんですよ。私もよく聞くんですね。一番困っているのは、学生が、高校生の通学、営業所まで自転車で行くか、家族が送り迎えをするという現状をよく見ます。私も時々息子を営業所まで送っていくんですが、結構いっばいいます。

そういうのが大変だということで、実は私の知り合いが、熊野出身の人が矢野に家を持ったんですよ。矢野ニュータウンを選んだ、土地は高いけれども。やっぱりその主な理由は交通の利便性、特にバスがないじゃないかと。自分が若いころにバスがないのに困ったと。あっても混んできるといろいろあったということで、少々土地が高くても矢野を選んだということが現実にあります。これは1件や2件じゃないです、そういうのはね。ほかに、熊野出身じゃないけれども矢野の人の知人は、やはり熊野は、選ぶときに熊野も選択肢にあったけれども、どうしてもそのことがネックで、交通の便が悪いと

いうネックで諦めて矢野にしたと、あるいは坂にしたということがあるんです。

安芸4町の中で熊野だけJRがありません。これは今さらどう言ってもしょうがないことではありますが、だからこそやっぱりバスというのが生命線であろうと思うんですね。

そういったときに、一つのこれは例ですが、営業所という熊野の入り口からの便がかなりあると。これは十分あると思います。これが、それと町内とのアクセスを快適にできないかと。あるいはもっといえば、営業所が例えばこの役場付近、あるいは萩原車庫が営業所だったら、かなり解決するんじゃないかということだって考えられると思うんです。民間企業と話をするわけですから、そう簡単にいかないのはわかりますけれども、そういったような可能性もたくさんあるんだから、町としては危機感を持って、やはり広電と対応していただきたいと思うんですが、そういったようなこと、具体的には営業所を真ん中に持ってくるということ。

それから、それでなければ今度は矢野駅に営業所があれば、ターミナルがあれば、直接営業所、今団地の営業所を1回乗り継がなくとも直接矢野駅がターミナルならもっと利便性が上がると。こういったようなことを協議できないものかと思うんですが、どうですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 今2点の改善策という形の中でお話をいただきました。確かに、今現在、熊野団地の中に広電さんの営業所があって、あそこを始発にするという形の中で動いていると。以前に実は出来庭地区のほうに都市計画の決定地域ということもあって、団地のターミナルを動かすんじゃないかという話もあったんですけど、ただそれでも距離的には余り改善できるところじゃないと思います。

確かにターミナルは場所を動いて、その中でどの程度どういう形になるかわかりませんが、一つの検討策ではあるのかなと思いますが、ただやはり相手という形で、公共的交通といいながらもやっぱり民間企業になります。採算性が取れるかどうかということも検討されながら、検討いただかなければいけないと思います。

もう1点で矢野のほうにターミナルと。これはちょっと私個人的な意見ではありますが、ちょっとこれでは改善はできないだろうと思います。一番いいのは新宮地区にとい

うことだろうと思いますが、ただ新宮から現実的に、実際のところ利用者がいらっしやらない。そのために広電さんも以前はいろんな形の検討の中で廃線もやむなしという形の状況もあったと。その中で町のほうが補助を広島市さんと一緒に協議をしながら出させてもらうことによって存続をいただいているという状況もありますので、いろんな観点が今回お話もいただいておりますし、またいろんな形の中でお話もいただいて、また広電さんとはふだんから会議を持つ機会もありますので、いろんところでこういう形の御意見もあつたりという形があるんだと。今以上の改善策があるだろうかというのをまた検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） ぜひさらによくなるように。というのも、こういう話はすぐじゃあ来年からしましよみたいな話ではありませんので、これから少子化にもなるし、いろんなことがこれから環境ががらっと変わってまいります。10年もしたら大分変わると思うんですが、そのときに対応できるように今から協議していくというのは非常に大切なことではないかと思うんですね。ですから、今ではちょっとそんな夢物語は無理じゃないかそんなものといいながらも、10年後にはやっぱりそれが当たり前になるかもしれません。そういうふうにしていただきたいということですね。

それと、先ほども申しましたけれども、広域の考え方というのがどうしてもこれからは、そうせざるを得なくなると思うんです。矢野、海田、坂方面の施設、これをみんなが熊野町民がその施設の恩恵にあずかるには、今はほとんどが自動車ですけれども、自動車で行かざるを得ないんですが、公共交通の便がアクセスがよくなったら、そういったものも十分町民の施設として使っていける。そういった考え方をするためにも、そうしたらこれはもう、もし投資をするにしても決して高くはないと思うんです。それはいずれ10年後にはまいります。どちらにしても少子化になるわけですから、対応をしていかなければならないところの柱の一つがこの公共交通、バスだと思うんです。

もつという、恐らく広電さんは営業所までの営業でやめたいんだと思うんです。町内のほうに走らせたくはないんです、もうからんから。乗ってる人はいません。利用者数は、広電に聞きますと、営業所から矢野駅が、これは平日の平均ですけど、718人

だそうです、9月でね。多いか少ないかよくわかりません。往復ですから、片道350人が利用していると。町内のほうは、中のほうは営業所から萩原のほうは176、90人ぐらいですかね。そのぐらいになってくるんです。これは人がいないのか、不便だから使わないのかはわかりません。さらに、矢野駅から直通で、町内のほうに直通利用の人は1日平均34人です。34往復です。片道で15人足らず、15人余りと。こんな利用者という現状があるんですね。

これは、だから先ほどの話でもありますが、結局悪循環がもたらしたもののなのか、あるいはそもそもそういう利用する人がいないのかということになると思うんですが、私は利用する人はいるんだと思っています。利用する人はいるんだと思います。

もしこれで、じゃあいないからということで広電が撤退するんだと。営業所までにする。中にはもうしないと。この撤退をするかしないかという話。極端な話が、阿戸線ですね、阿戸線が人が乗らないから撤退という話になったと。そのときに残ってもらうようにしたと。やってもらうようにした。これは今の萩原車庫の便だって、その危険性はこれから大いにあるんじゃないかと思うんですね。

そのときには、今度は逆に言うと、町内の交通は、前も1回尋ねたかと思っています。いわゆるコミュニティバスという、今のおでかけ号形式ではなく、有料のコミュニティバスというような形で、町内を、それはもちろん広電さんに運営はお願いして、企画は町がして、という可能性だってこれからあり得ると思うんですが、そういったことに関しましてはどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 確かに以前にもそういった形の御質問をいただいたことがございます。実際的に広電さんとされれば、先ほど申しましたように民間企業であるという形もありますので、やはり採算性を中心に考えていかなきゃいけない。公共性という形があったとしても、それは考えていかにざるを得ないという形であろうと思います。

実際的に、将来的に広電さんが撤退という形になるかどうかまだわかりませんが、撤退という形がないようにふだんからずっと協議をしてまいりたいと考えておりますが、町が単独で、以前に実は広電さんと私が担当していたころに協議をさせてもらったときに、1日8便を通して約2,000万という形だったんです。そうした形の中の運営は

ちょっと町独自で行うのはどうだろうか。そのときは有償運送ということもあって、実際的には城之堀線とかいろんなところを回すということも踏まえてちょっと検討させてもらったんですけど、今度は全く今の県道を中心に運営をするという形になって、今の現数を確保するという形になってきても、今のおでかけ号の金額ではない、はるかに高い費用が生じてしまうと。実際に、今も1,500万円程度年間支出をしています。それはその金額で運営ができてるといえるものではないので、万が一、町がこれを受けるとした場合には、3,000万、5,000万、さらにもっと多くのお金がかかってくると思います。

こういった形の中は町長がたびたび申しておりますが、やはり公共交通の存続というのを前提をお願いをしてまいらなさいいけないですし、今後ともそういう形の中で存続に向けて協議をしてまいりたいという形で考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） 確かに、町営バスをこの時代やって、膨大な費用をつぎ込んで交通を確保することがどれだけ費用対効果があるかということは、確かに問題のあるところではあります。ただ、広電の路線を維持することが最優先課題になって、町民の利便性が二の次というようなことにはならないように気をつけていただきたい。やっぱり一番大事なのは、ここの熊野町に住んで、それでこれがよかったと。そりゃ矢野よりは不便だけれども、まあまあ何とかなるということ、なるように我々が頑張らないけんわけです。

ですから、そのための第一優先であって、いわゆる広電を残すということそのものが目的になったんでは、ちょっと問題が大きいかろうと思うんです。やっぱりこれからの時代はがらっと人口構成が変わりますから、それに対応するために準備をしていただきたいと思うんです。どうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 大瀬戸議員が先ほど言われた広電の基本的な考え方、まさにそのとおり

でありまして、広電さんの考え方は基本的にはやはり営業所から町外へバスを出す、それに絞りたいということです。もしコミュニティバスを走らせた場合に、まだ試算はしてありませんが、もしですよ、その考えは今はないんですが、総務部長が言った金額になろうかと思います。

だから、今我が町のバスに対する経費はおでかけ号の1,000万と阿戸線維持のための1,400万、2,400万でございます。恐らく大瀬戸議員が言われた町内を路線バスで、コミュニティバスで走らせた場合は、恐らく3,000万円はかかると思いますし、なおかつコミュニティバスは有償運行ですから、今のおでかけ号が走っている地域は、これはバス停と待避所を設けない限りは運行できません。だから二重になると思います、コミュニティバスとおでかけ号の運行が。

私の住んでおる中溝の前の城之堀線ですね、中溝城之堀線。これなんか絶対路線バスは入りませんから、許可が出ません。だから二重運行になりますので、恐らくそれらの経費を考えると5,000万は軽く超えるという状態になります。

決して広電のほうばかりを向いて仕事をしているわけではないんですが、やはり広電にかわる公共路線バスが参入してくれる予定も今のところありません、めどが。熊野町に入りたいという路線バスはそんなに多くはないんで、したがって、当面の間は、長期的には物を考えてまいります、当面の間はやはり広電さんとの関係を維持していきたいと思っております。

余談ではありますが、広電の社長は筆の里工房の館長を務めていただいております。歴代務めていただいております、やはりそういったことも維持しながら、広電との関係、いろんな要望をその中で伝えながら維持していきたいと思っております。基本的には、今の段階ではそうです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） わかりました。私は広電を切れと言っているつもりは全くありません。広電さんと共存共栄は、それしかないのは私も同意見であります。ただ、共存共栄の仕方がいろいろあるのかなと思いますので、今後危機感を持ってこの問題に対しては協議してみてください。そして、どういった方法があるのか。現実的にどういったことが本

当に町民が喜ぶのかというところをもう一回調べ直していただけたらと思っております。

現実に本当に困ってる、困ってるという声を聞くのは事実なんです。やはり若者の定住という面からも、若い人の定住という面からも、人口維持という点からも、見逃せない点ではないかと思っております。どうぞ、いま一度考えて、よりよい方法を検討してみてください。私もこれからずっと勉強していかなきゃならないと思っておりますので、また改めて質問することもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 以上で、大瀬戸議員の質問を終わります。

続いて、2番、片川議員の発言を許します。

片川議員。

~~~~~〇~~~~~

○2番（片川） 2番、片川でございます。

通告どおり3点お伺いいたしたいと思っております。

1点目、公共施設工事の設計監理と入札価格の適正でございます。設計計画時点から工事監理、そして竣工検査に至るまで、また落札予定額、落札額に対してお伺いしたいと思っております。

2点目、西公移転に伴い、西部地域発展への多額な予算づけをなさっていただいております、大変感謝いたすところでございますが、高齢化の進む西部の定住促進と、以前定例会においてもお願いいたしました三世代交流のできる跡地利用計画、商店街の活性化への取り組み計画、進捗をお伺いいたしたいと思っております。

3点目、教育施設を含む公共施設の傷みが非常に目立ちます。今後の保守維持について今後の計画。

以上、3点についてお伺いいたします。御回答をお願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 片川議員の三つの御質問のうち、1番目の「公共施設工事の設計監理と入札価格の適正について」の御質問は建設部長から、2番目の「西公民館移転計画に伴

う西部地域の定住促進、三世代交流、商店街の活性化について」の御質問は総務部長から、3番目の「教育施設を含む公共施設の今後の保守維持について」の御質問は私からお答えいたします。

本町の教育施設を含む公共施設は、昭和40年代後半に建設された施設が老朽化し、大量に更新時期を迎えております。本町のみならず、全国の各自治体においても同様の問題を抱えており、その修理や維持管理に膨大な費用がかかることから、今後、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 片川議員の「教育施設を含む公共施設の今後の保守維持について」の詳細についてお答えいたします。

現在のところ、一部の公共施設等について長寿命化計画を策定しておりますが、全ての施設の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に推進するための計画は未策定でございます。

先ほど町長も申しましたが、国、地方を通じた財政が依然として厳しい状況にある中、いずれの地方公共団体においても大量の公共施設の更新開始時期を迎えることとなります。このため、長期的な視点を持ち、計画的に現有施設全体の更新や長寿命化を推進するとともに、国と地方公共団体、また地方公共団体同士が連携して施設の適正な配置を進めるほか、既存施設の統廃合をも含め、さまざまな観点から鋭意検討を行うことが求められているものと認識をしております。

国においても、公共施設の計画的な維持管理に積極的に取り組む団体に対しては、施設の除去費用に対する特例の地方債の発行を認めるとともに、更新や長寿命化事業に対し交付金を優先的に配分する仕組みを導入するなどの検討がなされているところでございます。

このような公共施設に係る課題や国の動向等を踏まえ、今後、学校施設の改修を始めとする全ての施設の管理を総合的かつ計画的に推進する全庁的な体制整備について、速やかに取り組むこととしております。

続きまして「公共施設工事の設計監理と入札価格の適正について」の御質問にお答え  
します。

入札及び契約を通じて建設事業者の健全な発展を図ることは、公共工事の適切な施工  
を確保する上で不可欠であるものと認識しております。本町の施設工事発注におきまし  
ては、最新の労務単価、資材等の実勢価格を、積算に適切に反映させる等、円滑な施工  
確保を図るよう努めているところでございます。

また、工事監理につきましては熊野町建設工事監督規程、検査につきましても熊野町  
建設工事検査規程を定め、これらに基づいた工事監督、検査を行っているところであり、  
いずれも工事契約の適正な履行確保に努めているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 片川議員の「西公民館移転に伴う跡地利用計画について」の御質問  
にお答えいたします。

西公民館移転後の跡地利用に関しましては、まず、本年度の設計作業予定を来年度以  
降に延伸させていただきたいと考えております。その主な理由としましては、現時点で  
交付金内示額が本年度予定額に達しないこと、また西公民館は平成28年度の移転後に  
解体工事を行うこととなるためでございます。

また、西公民館敷地一帯を地域で十分御活用いただくためには、現在、交付金の状況  
から設計に着手しておりませんが、仮称として防災コミュニティセンターについても、  
一段低い駐車場の所ではなく、公民館跡の広い敷地部分に建設する方がより有効利用が図  
れるものと考えております。

いずれにしましても、西公民館の跡地利用に関しましては、9月定例会で答弁しまし  
たとおり、西部地域の定住促進、三世代交流、地元商店街の活性化につながるよう、今  
後しっかりと検討してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） ありがとうございます。

当たり前の答えが返ってまいりまして、しごく当然のように思うんですが、一つずつお伺いさせていただきます。

まず、設計時点でどこまで調査をされて、例えば箱物改修にいたっても、増築をするにいたっても、どこまでの計画をされる中で調査をして設計業務に当たっておるのか。というのが、時々耳にするのが、公示価格変更の専決処分という文字を見たり聞いたりするわけなんですけど、これ設計段階である程度の調査不足が発生した上での原因があるんじゃないかというところも感じる部分があるんですね。これについてどうでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林開発指導課長。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長（林） いつも設計段階では万全を期すためにかなり調査をして、価格とか、あと例えば障害物がないとかいうことも調べて設計はいたすんですが、やはり地中を掘ってみたり、特に改修工事なんかでは見えない部分がありますので、例えば天井をあけてみたらこういうのがあったとかいうことで、どうしても変更が出てくる場合がございます。そうしたときには一応設計変更というのをお願いしているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） そのとおりでしょうね、おっしゃるとおりでしょう。ただ、今お答えいただいた中から言いますと、特に増築なんかに関しましては、以前あった構築物の図面、官庁ですからもちろん竣工図面が上がって保管されていると思います。その図面に基づいてやる限りにおいて見えないものが出てくるというのは、竣工図面がでたらめなものを受け取っておられるという感覚を得るんですけど、いかがでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林開発指導課長。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長（林） 最近のものに関しましては、一応チェックをしてもらうようにしてるんですけども、ちょっと先ほどもありましたが昭和40年代とか50年代あたりのものに関しましては、例えば学校なんかに関しましては水道の水がどこを通っているかわからないとかいうのがちょっと多くございまして、ちょっと苦慮はしているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） ありがとうございます。その答えを求めておりました。

以前のはしようがなく思っても、今から町民の税金を使って構築していただくものに際しましては、徹底した管理をしていただいて、そういうものを残していただきたいなと思います。

それで、続きまして、付随して工事監理、どの程度の内容で、どの頻度でなされておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 私、土木のほうで専門でございます。土木に関しましては、まず設計書等に基づいて、現場立ち会いということを行います。それで先ほども林課長が申しましたように、掘ってみないとどんなものが出てくるかわからないという状況もございまして、変更のときには必ず業者のほうから協議書という形で上げさせていただいて、それに対する回答書ということでそれを業者に返す。これで一応変更を認めましたよと、事あるたびにこのような格好で業者と、今度メーカーが入る場合も多くございまして、それぞれのことは文章に残して、今実行しているようなところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 土木に関しましては、先ほど建築と言えよかったです、土木に関

しましてはそこまで私は疑問を感じておりません。建築物に対しての検査規程というものをさっき森本部長が言われたと思うんですが、この検査規程に基づいてどのような箱物に関してはどのような検査をなされてるのかな、監理をなされておるか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林開発指導課長。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長（林） この検査規程の中に、営繕工事に関しましても検査基準というのを設けておりました、やっぱり立会ですね。例えば架設工事に関しましては、ベンチマークの確認を現地に行っていくとか、例えばそれから土工事に関しましても支持板の確認をしにいくと。それから、あと地業工事、くい打ちとか何かに関しましても現地に赴いて、支持板の堅さ、またはくいの長さですね。そういうものを確認。それから、鉄筋工事とかに関しましては、鉄筋の径とか数、それからかぶりの厚さとか、そういうものを現地に行き各工事ごとに段階的にチェックするようにしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 今言われる限りじゃあ、しとられてるんでしょうね。

続きまして、竣工検査の検査方法をお伺いしたい。これも箱物について。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林開発指導課長。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長（林） 検査に関しましても、一応建設工事の検査規程というのを建設部内につくっております、これも土木と建築分けてつくっております。その中で、建築に関しましては、設計書等に沿って位置とか形状、図面と相違ないかというのを確認しております。例えば、例としましては、現地では今の形状とか、そういう数量が間違っていないかというも検査でしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 竣工検査も監理も徹底してやっておられるような答弁ですよ。

私も業者が請け負われてやられた工事に関して、全てチェックをしに行くというよう  
なあさましい気持ちじゃないんですが、ただレベルですね。水平ですか。また図面上、  
曲線でなく直線で指示してある構築物が曲線を描いておる竣工物が、誰が見てもわかる  
ものがあるんですよ。検査をなされたはずなんでしょうけど。これはどういう思い  
で引き取りをなされたのかなど。どこを竣工され、検査をされたのか。今言われた工事  
監理と竣工検査が言われたとおりになされておって、なぜこれをお受け取りになったのか。  
ちょっと疑問に思うんですよ。その辺を、どことは言いません。ただおわかりになろ  
うと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林開発指導課長。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長（林） 検査を一応しましたけれども、確かにそのときも、そのときはち  
よっと余り気づかなかったというのが実際のところなんですけれども、一応中に入って  
みられていると、やっぱり確かに行ってみると多少ちょっとレベルが悪いというのがあ  
りました。それはいろいろ調べてみたんですけれども、既存のほうとちょっと合わすの  
にということがございました。それで、実際、検査としましては許容範囲ではあったん  
ですが、確かに歩いてみますと、ちょっとレベルがよくないというのは感じております。

その後、一応補修を今させました。させてちょっと様子を見ていただいているんですが、  
ちょっとその後、連絡のほうはございませんので、それからの経緯はちょっと私には、  
ここではちょっとわかっておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 検査体制ということでございます。我々も日々勉強をしておるわけ  
ですが、なかなかこのような小さな町村で検査官も実際にいるわけではございません。  
みんなで持ち回りということでやっております。

それで、我々もこのままじゃいかんということで、昨年度から建設部における技術者

の向上計画というものを立てまして、ことし4月から運用を開始しております。その中におきましては、建設部における係長以上の技師職全て集めまして、課長も入りまして、その検査の仕方とかいろいろなものを検討していく。また、広島県の土木協会というところがございます。ここの研修が検査研修等いろいろございますので、積極的にそちらに参加をさせていただくと。また、最近県のほうにも県事業の検査に同行できるようになっております。何回か同行はしておるんですが、今後は営繕のほうも県庁のほうへ行ってお頼みしまして、一緒に検査をさせていただくような機会をつくって、今後とも技術力向上に努めてまいりたいとは思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 部長がまとめてくださったので言わんでもいいんでしょうけど、ただ林課長、今おっしゃった取り付け部分の調整に際して合わせていったという回答だったんですね。もう言わんほうがいいのかな。ですが、床におきましては、床のねぶり付けで合わせているんですね。そこから向こうのレベルの基準というものは一切ないんですね。ねぶり付け部分に合わせて。それ床は甘んじてその言いわけを聞き入れたとしても、天井部分のジョイント部分ですね。これも既存に合わせたねぶり付けをされたと言われるにしてはまたこれは筋が通らないですね。こちらの天井側は真ん中が上がってるんです。新しいほうの天井は下がってるんです。それをジョイント部分を下から見るとヘビになってるんです。ここらをちゃんと見てやっていただきたいんですね。これは検査がどうこうじゃないですね。私が言いたいことはようわかってじゃろうと思いますけど。

ただ、私は若いときから知ってる林さん、もっと見る力を持っておられたような気がするんですね。それで専門職ですから、検査をする、設計から監理をして検査をするまで多忙であったんだろうと思いますね。

もう一つは、これは町長にお願いしたいなと思うんですけど、監理がちゃんとできない、できないからしょうがないから受け取ったというふうに捉えられてもしょうがないと思うんですね。これは町民の税金で、もちろん補助金もいただいてやらせていただくことなんでしょうけど、一度今からつくったものは寿命が来るまで手をつけなくても

いい状態にさせていただきたいな。であれば、林さんが設計されるのであれば、工事監理のできる人を、専門職を、定年なさったような専門職を嘱託で雇われるとか、臨時で雇われるとか、いろいろ手はあると思うんですね。

森本部長が言われたことを今からしていく。それが育つまでこの状態を続けるんですか。ですから、極端に言えば、せっかく予算がない、予算がないと言われる中でしっかり組んでいただいて、町民のためにつくっていただくんですよね。それをしっかりしたものをつくっていただくために、林課長が手薄になる部分を補える人材を、定年を迎えられて一旦企業を出られたような方、専門の方を雇われることを検討させていただきたいなと思うんです。そこはどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 片川議員がおっしゃることはもっともだと思ってます。今の町の定員管理とかいろいろございますが、嘱託ということだから、その方法も一理あるというふうに思います。今後はそのような形から検討をさせていただきたいと思います。

ただ、27年度からいけるかどうかというのは、これはわかりませんが、今の建設部の中で相当大きなものを抱えてますので、なかなか回りにくいところが現実がございます。だから、それを補う意味でも議員の提案というのはいいかもわかりませんが、27年度はどうなるかはこれはまたわかりませんが、検討はさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） ぜひ検討していただきたいですね。大変業務が立て込んで、手薄になっておられるということを、今、お認めくださったんですよね。しっかり予算をいただいて、前へ進ませていただこうとするときに、いいんですか、27年度にせんで。もうしようがないですか。手が足りない、忙しいから、一応予算をつけて、つくってやるんだと。もう間に合わんじゃないかと、やってしまえという感覚ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） わかりました。27年度、間に合わんようなことを言うたんですが、極力検討してますので、そういうちょっと具体的な数はよくわからないんですが、ぴんとこないんですが、確かに建設部はたくさんの事業を抱えておるのは事実でありまして、設計業務は特に専門職でありますので、手薄なのは事実です。町の正規職員が今157名、この状態でやっております。これは直接質問とは関係ないんですが、やはり各部署ともぎりぎりの人数でやらせてますので、やっぱり人件費をかなり抑えています。本当言うとあと20名欲しいんですが、20名あるともう人件費は1億近くはね上がりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

だから、27年度以降に嘱託で技術を持った人、高齢者の雇用確保という面もありますから、それらも含めて議員の指摘されたことを前向きに検討いたしますので、それを答弁とします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） ありがとうございます。林課長は立派な技術職なんで、この方が無理がいつてるといふことであれば、余り、いいものを残すためにちょっと負担を軽減してあげていただきたいなと。その上でいいものを残していただきたいなという、これをお願いしておきます。

同じような話ばかりするのもちよっと心苦しいんですけど、震災以来、資材の高騰、専門職不足による人件費高騰、これらを加味した適正工事価格ではないのではないのでしょうかという思いで質問したんですが、今部長、努力中じゃということだったので、しっかり努力していただいて、監理だけじゃなくして、請け負ったほうも余り無理があるというような気がせんでもないんですね。その辺、努力していただいて、一日も早く適正単価にさせていただけるようお願いしておきます。

それらをトータルで考えて、いろんなこと、大分今端折らせていただいたんですが、ある一定の業者しか落札できない現実離れの価格であってはいけないのではないかなと。いいものを残していただくための適正価格にさせていただきたいと。

それに基づいて、前回申し上げたように、やっぱりもっと町内の企業と、先ほど部長が一生懸命努力して勉強しておりますとおっしゃってくださいました。企業とも、癒着でなくしてしっかり話し合いをしてください。どうすればいいものができるのか、適正

価格で安くいいものを残していくために、部長、前回もお願いしたと思うんですけど。その上で、言葉は非常に申しわけない言い方ですが、適正な入札をしていただいて、適正に落札していただいて、なおかつ業者を育て、町行政と町内業者も向上することによって、町と事業所の発展を図っていただきたいと思います。

それから、西公の移転、これは内田部長、来年度以降にいうことで言われたんで、まあえっということはないんですが、頭に置いとっていただきたいと思います。西公移転に伴って、西部の団地内の人の流れが変わるような気がしてならんのですね。

高齢化が進むことの対処として、町長様お得意の施策、定住促進の推進、商店街への安定、そして活性化のため、跡地利用として遊具の設置等とか、三世代交流ができる場所をつくっていただいて、商店への流れも構築していただきたいと思います。その上で子育て世代からも魅力ある住みよいまちづくりを目指していただくべく計画を、以前お願いしておったように前向きに検討してください。内田部長の答弁で、それ以上これについて今触れることはありません。

それから、最後の3番目ですよ。確か本年度の始めだったですかね、若干今部長も触れられたような気がします。総務省より都道府県知事などに対して、公共施設等、総合かつ計画的な管理の推進について、計画の策定要請があり、またその計画についての記載事項、留意事項をまとめた公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針、これが各地方公共団体に通知をされているようでございます。

要は、公共施設等総合管理計画の推進について、要するに箱物に限らずインフラも含めて、その総合的な、また計画的な管理のあり方について計画を立ててほしいという指針だろうと思うんですけど、国において昨年6月、閣議決定したようですが、日本再興戦略に基づいて、昨年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で、インフラ長寿命化基本計画が取りまとめられたようです。地方自治体では、過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えておりますけれども、地方財政は依然として厳しい状況にあり、さらに人口減少が予測される中、今後の公共施設等の利用、需要に変化が予測されることから、自治体の施設全体の最適化を図る必要があるということなんですね。

昨年、総務省が行った公共施設マネジメント取り組み状況調査結果が発表された中では、基本方針を策定、または平成26年度までに策定予定の団体の割合は、全体で25%程度だったそうです。これ熊野町もこの75%のほうへ当てはまってるんでしょう

かね。まだ、公共施設白書とか、まとめたようなものはないですね。午前中、山野議員の質問にお答えしとられたように、部材等の耐用年数等を記載したような台帳はないということなんですね。これについてどう思われますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 先ほど来、アセットマネジメントという言葉がよく出るんですが、今アセットマネジメントを行っているのは、町内の橋梁と町営住宅のみでございます。これはアセットマネジメントと申しますのも、調査費用も国からの補助でございます。それで町のほうとしましては、もう工事もちょうんと国からの補助が出るということで、その五反田橋を国費でやらせていただいております。緊急順位をつけながら、その工事をいついつするというのははめていくわけです。これを全て、今度は公共施設においてどんどんやっていけば、全てのアセットマネジメントをして、これはどういうふうにしたら長寿命化が図れるか、その工法を見い出した後に計画を立てて、お金をつぎ込んでいくと、計画的にお金をつぎ込んでいくという順番になろうかと思えます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 要するに、箱物に関しては今そういう計画をなされてないということですね。じゃあ、今後、午前中より山野先生もおっしゃったように、今後の計画をしっかりと立てていただきたいと思うんですね。

以前より、教育委員会、私もここへ入らせていただいて、また沖田議員とも文教委員をともにしながら、教育委員会にお願いをしていきながら、返ってきた答えは、この4年近く計画はあります、今は耐震化をしなきゃいけません、計画はしてます、調査もしてますという答えが常に返ってきてました。今聞けばされてないですね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 今、私が申しましたのは、国の補助をいただけるものでの計画でござ

ざいまして、要は実は国土交通省が主体になりまして、まず道路から始めようと。それで今度いろいろなものに移っていこうというふうな流れがございます。その流れの中できちっと見送ることなく、波に乗れるように、アセットマネジメント全て終えて、国の補助をいただきながら直せるものにしていきたいということでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 要するに大規模改修のことですよね、国から補助をいただいて、でなくして、箱物のことは関係なくして、今橋梁とか道路のことに今言われたんですか。そうでなくして、箱物のことで付随したことを今お伺いしたつもりなんですけど。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 今の段階は箱物までという整理はまだ私の耳には入っておりません。今後、しかしながらこのアセットマネジメントというのは全国的に国が行う問題ですので、必ず入ってこようと思います。そうすると所管官庁の交付金がいただけたりということになってまいろうと思いますので、そのときには全庁を挙げて、先ほど申しましたように聞き耳を立てて、それに乗りおくれぬように計画を立てていくと。多分計画まで国費がつくはずだと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 大体くどいと言われますのでぼちぼちやめますが、最後に、やっぱり教育施設のほうをしっかりと計画を立てて、来年度これ、再来年度これ、ひいては3年、4年後には大規模改修、こういうしっかり調査を、現況調査をしていただいて、その上で予算組みをしていただいて、流れをつくっていただいて、これにおいても町長も必要最低内の人数でやっておられる努力をしとられるんでしょうからあれでしょうが、こういう計画を今までの流れの中で構築せいいうても無理じゃろうと思うんですね、町長。こ

の整理をしていく専門を誰がつけられていただくというわけにいかんですかね、教育施設についてですね。恐らく把握しとってないと思うんですよ。町体育館の床でいうたら、束3本折れてますよ。知っとしてですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 先ほどちょっと私が言葉足らずで大変申しわけなかったんですが、多分アセットマネジメントを行うには、調査に対して補助がつきます。この調査というのは専門の業者によって行われるものなので、我々が行うのとまた訳が違います。そこでちゃんとした老朽度、いつやらなければいけないということ把握しながら、全体で計画を立てていくというのがアセットマネジメントでございますので、議員御心配なさらなくても、その専門家がうちで委託に出してやると、それに対して国費が来るというような段取りになってまいろうかと思えます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） それはいいですよ。専門に見ていただく、予算をつけていただいて、その専門家の評価をしていただくのは、結構なことです。それまではそれじゃあ担当職員はいなくても、我々が検査するのとは意味が違うんじゃないというレベルの調査をする必要がないということですか。わかりますか。予算をつけていただいたら前向きにやっけていきますと今言われてるんですよ。

その前に、例えば教育施設なら、我々委員会がこの間、ずうずうしく文教委員会として視察させていただいたように、教育委員会の担当の方に先にしっかり調査していただいた上で、それから国の補助金を求める、それも計画のうちじゃないんですかね。その上で、それをするに際して、1人そういうものを悪いところを見て歩く、じゃあ直していく計画をつくる、直していただいたものはそれをちゃんと台帳をつくって管理する。

そういう担当の方をどうですかね、1人つけられたら、というのが私のさっきの言い分じゃったんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 教育施設を見て回られて、発議も出てるようでございます。気持ちは本当によくわかります。私も学校で授業をやったりしてるので、子供たちをいい環境でやらせてあげたいというのは事実であります。

ただ、やはり急に飛び込んできたといっちゃ悪いんですが、耐震化の問題が非常に予算を食いました。来年度で終わりますが、まず来年度の施設整備は中学校、これは工作室のところをやらなくちゃいけない。これは建てかえになると思うんです。これがやっぱり2億かそこらかかります。

それから、学校施設以外では町民グラウンドのグラウンドの排水の問題、照明、これもやらなくちゃいけない。筆の里工房は設計が終わりましたので、ここも一部雨漏りの跡が見られる。これは非常に貴重な文化財を集めますので、借りてきますので、これも早急にやらなくちゃならない。

それから、もう1点、やはり町民会館の空調が、がたがきております。先日も大会がありました、座っておりながら私は寒いと言えなかったんですが、私が言ったら何とかせいということになりますので言いませんが、確かに空調はいかれております。これは恐らく2億前後だと思います。そのほかに、各公共施設、下水道も、インフラに下水道入るので団地の下水道をやらなくちゃいけない。

したがいまして、学校についての大規模改修については、申しわけないんですが、来年度、中学校の耐震が全部あれで終わりますので、その翌年、28年度から計画的に改修に入るように、もう少し我慢していただいて、改修に入らせていただきたいというのが私の今の考えです。そのための計画も立てさせます、順番をつけて。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~  
○2番（片川） ありがとうございました。

もちろん大規模改修も推進していただきたいですし、その前に軽微なところからでもちょっとずつ、それは本当、町長がどう思われたかわからんです。非常階段が極端に言えば棚板が外れてる、段板が外れてる。ここをどうするんですかいうたら、子供を入ら

さんようにしとりますというふうなことの回答が返ってます。これをもし子供が言うことをきかずに入ってけがをしたときには、予算がないからしょうがないんですかね。

そういう視点において、ちょっとずつ、ちょっとずつでもいいんです、大規模改修は28年度からという今お答えをいただきました。軽微なところももうちょっと深く見ていただいて、小さいところから、ちょっとしたところから、教育委員会も作業員さんを努力して構築されてやってくださってる。そういうところからもちょっとずつ直していただく。軽微なところから、軽微な予算からでもちょっとずつやっていただけんかなというお願いをして、終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 以上で片川議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会とし、あす午前9時30分から会議を開くことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議ないものと認めます。

よって、本日は延会とし、明日午前9時30分より会議を開くこととし、これをもって延会といたします。

御苦労さまでございました。

（延会 16時32分）